

平成30事業年度業務実績評価書

評価書

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度(第3期)
	中期目標期間	平成27～令和元年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課 石川 賢司 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 溝口 進 政策評価官

3. 評価の実施に関する事項
<p>理事長・監査委員からヒアリングを実施するとともに、社会保障審議会へ諮問し、資金運用部会にて審議の上、答申を受けた。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第29条第3号の規定により、独立行政法人通則法第32条第1項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。</p>

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
		B	B	B	B	
評価に至った理由	項目別評価は12項目中Bが9項目、Aが3項目であるため、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきBとした。また、全体の評価を引き下げる事象はなかった。なお、年金財政に与える影響については、平成30年度の運用状況としては名目賃金上昇率を0.54%上回っている。年金積立金のこれまでの運用実績は、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	運用改善等と内部統制等の体制の一層の強化は不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 調書	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度		
. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B	B	B	B	重	- 1	
リスク管理	B	B	B	B	重	- 2	
運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	A	A		- 3	
透明性の向上	B	B	B	A	重	- 4	
基本ポートフォリオ等	B	B	B	B		- 5	
管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	A	A		- 6	
管理及び運用能力の向上	B	B	B	B		- 7	
調査研究業務	B	B	B	B		- 8	

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「」を付している。

重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付す。

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 調書	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度		
. 業務運営の効率化に関する事項							
効率的な業務運営体制の確立	B	B	B	B		- 1	
業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化	B	B	B	B		- 2	
. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		- 1	
. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B		- 1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	管理・運用の基本的な方針、運用の目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ														
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
管理及び運用の具体的な方針の策定	少なくとも毎年 1 回検討	年 1 回	7 回（見直しの回数）	5 回（見直しの回数）	7 回（見直しの回数）	3 回（見直しの回数）				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
									決算額（千円）					
									経常費用（千円）					
									経常利益（千円）					
									行政サービス実施コスト（千円）					
各資産毎のベンチマーク収益率の確保	各資産毎のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	- 0.23%	+ 0.05%	+ 0.06%	+ 0.05%								
		国内株式に対する超過収益率	+ 0.02%	+ 0.20%	- 0.21%	- 0.05%								
		外国債券に対する超過収益率	- 0.58%	+ 2.19%	- 0.52%	+ 0.24%								
		外国株式に対する超過収益率	+ 0.03%	- 0.41%	+ 0.46%	- 0.09%								
										従事人員数	-	-	-	-

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評価	理由
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		< 評価と根拠 > 評価：B 「管理・運用の基本的な方針、運用の目標」は、専ら被保険者の利益のために、年金積立金の運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的な方針を策定して行うこととされている。さ		評価	B
				1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成 27 年 4 月に厚生労働大臣から示された第 3 期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7% を最低限のリスクで確保することとされた。第 3 期中期計画においては、平成 26 年 10 月に策定した基本				< 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 長期金利が極めて低い	

<p>1.年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。)が平成27年10月1日</p>	<p>1.年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本</p>	<p>1.年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号)(以下「積立金基本</p>		<p>ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第3期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、平成30年度においても引き続き効率的であることを確認し、当該基本ポートフォリオを継続した。</p> <p>第3期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿って運用した。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的方針(運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、平成30年4月1日、平成30年6月22日及び平成30年7月13日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。</p> <p>《主な改正事項》</p> <p>(平成30年4月1日改正)</p> <p>ロンドン証券取引所グループによる買収に伴い、シティ債券インデックスのブランドが変更されたため、これに対応する改正を行った。</p> <p>(平成30年6月22日改正)</p> <p>総合評価が一定水準に満たない場合に原則として当該運用受託機関に警告する旨を明記することとし、警告を行った場合には、警告先の運用受託機関に対して改善計画の提出を求め、モニタリングを一定期間継続する旨を明記し、運用状況の改善が見込まれない場合は、解約できる旨定める改正を行った。</p> <p>(平成30年7月13日改正)</p> <p>「運用受託機関の管理に関する事項」の「運用ガイドライン」の短期資産の投資対象に「政府(特別会計を含む。)に対する短期証券貸付債権及び政府保証付短期証券貸付債権」を追加する改正を行った。</p>	<p>らに、経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めることとされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努め、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から適切に見直した。各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めることとされているのに対し、ベンチマーク収益率に対する超過収益率については、4資産中2資産(国内債券、外国債券)について、プラスの超過収益率を確保した。</p> <p>なお、運用資産全体に係る収益率(1.52%)と複合ベンチマーク収益率(1.92%)を比較すると、資産配分要因において、特に第3四半期に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券を基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.38%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.02%となった。</p> <p>中期目標期間(平成27年4月~平成31年3月)のベンチマーク収益率に対する超過収益率については、4資産中2資産(外国債券、外国株式)について、プラスの超過収益率を確保した。</p> <p>なお、中期目標期間(平成27年4月~平成31年3月)の運用資産全体に係る収益率(2.53%)と複合ベンチマーク収益率(2.80%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.28%とな</p>	<p>水準にあるなど運用環境が厳しい状況が続くと見込まれる中で、市場動向等を的確に把握し、適切なりリスク管理を行いつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて引き続き取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし。</p>
---	---	--	--	---	--	---

<p>から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。</p>	<p>指針」という。)が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する</p>	<p>指針」という。)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、</p>								<p>った。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.04%となった。</p> <p>各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるとともに、ベンチマークの選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理を行った。</p> <p>平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。経営委員会は、平成30年度に13回開催し、業務方法書、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、国民から一層信頼される組織体制の確立の観点から、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との認識に至り、現行規程の点検プロジェクトを立ち上げ、9回の審議等を経て23本の規程を制定した。また、経営委員会の運営向上を図るため、海外研修(ICPM Board Effectiveness Program)に経営委員1名が参加し、経営委員会に報告及び勉強会を開催することで、経営委員間の情報共有を図った。</p> <p>監査委員会は、平成30年に19回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議</p>		
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

<p>2 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重</p>	<p>具体的な方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があれば速やかに見直しを行う。</p> <p>2.国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会</p>	<p>平成30年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があれば速やかに見直しを行う。</p> <p>2.国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人</p>		<p>2.国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。</p> <p>経営委員会は、平成30年度に13回開催し、業務方法書、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、国民から一層信頼される組織体制の確立の観点から、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との認識に至り、現行規程の点検プロジェクトを立ち上げ、9回の審議等を経て23本の規程を制定した。また、経営委員会の運営向上を図るため、海外研修(ICPM Board Effectiveness Program)に経営委員1名が参加し、経営委員会に報告及び勉強会を開催することで、経営委員間の情報共有を図った。</p> <p>【経営委員会開催実績】</p> <p>第9回 平成30年4月26日 第10回 平成30年5月28日 第11回 平成30年6月18日 第12回 平成30年6月28日 第13回 平成30年7月31日 第14回 平成30年9月18日 第15回 平成30年10月15日 第16回 平成30年11月19日 第17回 平成30年12月17日</p>	<p>や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p>	
--	---	---	--	---	--	--

<p>要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができることとな</p>	<p>及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理</p>	<p>に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところ</p>		<p>第18回 平成31年1月21日 第19回 平成31年2月15日 第20回 平成31年3月7日 第21回 平成31年3月29日</p> <p>監査委員会は、平成30年度に19回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。</p> <p>【監査委員会開催実績】</p> <p>第9回 平成30年4月20日 第10回 平成30年4月26日 第11回 平成30年5月28日 第12回 平成30年6月18日 第13回 平成30年6月27日 第14回 平成30年7月25日 第15回 平成30年7月31日 第16回 平成30年8月21日 第17回 平成30年9月13日 第18回 平成30年9月18日 第19回 平成30年10月11日 第20回 平成30年11月15日 第21回 平成30年12月13日 第22回 平成31年1月17日 第23回 平成31年2月13日 第24回 平成31年2月26日 第25回 平成31年3月4日 第26回 平成31年3月28日 第27回 平成31年3月29日</p> <p>また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。</p> <p>管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>る。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。</p>	<p>運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>	<p>に従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1)各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>(1) 4資産中2資産(国内債券、外国債券)について、プラスの超過収益率を確保することができたものの、他の2資産(国内株式、外国株式)についてはベンチマーク収益率を下回る結果となった。</p>	
<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>年金積立金の</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>基</p>				

<p>運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。</p> <p>上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重</p>	<p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第2条の4第1項及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金から名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>その際、市場の価格形成や</p>	<p>本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p> <p>運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成30年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。</p>	<p>確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。</p> <p>(2)各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。</p>	<p>平成30年度においては、乖離許容幅を超過することはなかった。</p> <p>【運用受託機関の選定】</p> <p>運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。</p> <p>平成29年度にマネジャー・エントリー制を活用し、2次審査まで終えていた外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関の第3次審査を実施し、新規の外国株式パッシブ1社1ファンド、新規の国内株式パッシブ2社2ファンド選定した。</p> <p>また、外国債券アクティブ(ハイ・イールド)において、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施した。</p> <p>さらに、国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。</p> <p>【運用受託機関の管理及び評価】</p> <p>ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。</p> <p>選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。</p> <p>平成30年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。</p> <p>定期ミーティングを次のとおり実施した。</p> <p>国内債券運用受託機関(4ファンド): 7月24日～8月2日</p> <p>外国債券運用受託機関(11ファンド): 2月14日～3月12日</p> <p>国内株式アクティブ運用受託機関(11ファンド): 2月5日～2月28日</p> <p>外国株式アクティブ運用受託機関(9ファンド): 11月5日～12月6日</p> <p>平成30年度の総合評価については、平成29年度に総合評価方法の変更(従来の定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決</p>	<p>国内債券については、+0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。</p> <p>国内株式については、-0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。</p> <p>外国債券については、+0.24%の超過収益率となった。ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイトし、ユーロをアンダーウエイトする資産構成としているが、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだことがプラスに寄与した。</p> <p>外国株式については、-0.09%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。</p> <p>(2)業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。外国債券においてはプラスの超過収益率を確保したほか、国内債券及び国内株式においてもベンチマーク収益率並みの収益率を確保し、さらに前年度の課題であった外国株式においては、ベンチマーク収益率並みの収益率を確保した。</p> <p>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定については、業務方針に基づき候補者を評価し選定している。平成30年度においては、グローバル不動産分野の運用受託機関の選定、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定の最終選考先の絞り込みを行った。</p> <p>平成30年度中に投資初年度を経過した運用受託機関4社(インフラストラクチャー3社、不動産1社)の年間の</p>
--	---	--	---	--	--

<p>要度が高いものとする。</p> <p>(2)ベンチマーク収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p> <p>上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。</p>		<p>(3)各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。</p> <p>(4)ベンチマークについては、市場を反映した構成であることを勘案した適切な市場指標を設定しているか。</p> <p>(5)年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針については、少なくとも毎年1回検討を加</p>	<p>定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価)に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証中である。検証結果を踏まえて、総合評価を平成31年度に行うこととしている。</p> <p>イ 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。特に外国株式パッシブについては、環境指数ファンドの設定とともに、一部回収・解約となった運用受託機関からの回収及び配分先へ移受管を実施した。</p> <p>また、外国債券アクティブ(ハイ・イールド)において、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施した。</p> <p>ウ 平成29年度の総合評価結果に基づき、外国債券及び外国株式において、一部回収となった運用受託機関から配分先の運用受託機関へ資産移管を進めた。</p> <p>国内株式において、イのほか、管理運用上不要と判断したマネジャー・ベンチマークにかかる資産等を回収し、ESGの運用機関へ配分するなど、適切な運用機関構成とするための施策を実施した。</p> <p>外国債券アクティブにおいて、イのほか、外国債券における物価連動債投資の意義を議論し、当該マニフェストを廃止した。また、地域別のマネジャー・ベンチマークを採用しているパッシブファンドについて、新たに為替ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。</p> <p>外国株式アクティブにおいて、イのほか、総合評価の緊急性が高かった、外国株式アクティブ1ファンドについては個別に総合評価を実施し、解約を決定し、速やかに資産の移管を行った。</p> <p>エ 市場運用部内を投資グループ(ファンドへの配分・回収を判断)、評価グループ(総合評価を実施)、支援グループ(市場運用部内の事務支援を実施)に役割を分担し適切にリソースを分けることにより、運用受託機関の適切な管理・評価を行った。</p> <p>オ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA導入のための取り組みを進め、一部導入した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析に時間を割くことが可能となった。</p> <p>カ 分析ツールの活用により運用受託機関からの報告書を簡略化し、負</p>	<p>運用状況及び管理状況について、コンサルタントの評価も参考としながら、業務方針に基づく総合評価を実施。いずれの社も一定以上の評価結果(「優れている」)となった。評価結果のフィードバックを運用受託機関に行い、改善要望事項の申し入れも行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(3)各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるとともに、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(4)ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(5)業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
---	--	--	---	---	--	--

				<p>え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。</p>	<p>担の軽減に努めた。</p> <p>キ 外国債券ファンドにおける貸付運用(レンディング)の平成30年度収益額：17億円 外国株式ファンドにおける貸付運用(レンディング)の平成30年度収益額：138億円</p> <p>ク 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続することに問題がないことを確認した(自家運用に係る取引先の評価については、第1.2.(2)【自家運用】において詳述。)</p> <p>自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【平成30年度末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：3,300億円 収益額：1億円 ・NOMURA-BPI国債型パッシブファンド 貸付運用資産：3兆4,000億円 収益額：12億円 ・キャッシュアウト等対応ファンド 貸付運用資産：5兆6,980億円 収益額：10億円 </div> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関(ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ)の選定】</p> <p>運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。</p> <p>平成30年度においては、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運用受託機関を新たにインフラストラクチャー分野で1社、グローバル不動産分野において1社を採用した。また、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】</p> <p>採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしてい</p>		
--	--	--	--	------------------------------	--	--	--

る。平成30年度においては、インフラストラクチャー分野及び不動産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。

【オルタナティブ資産への投資】

インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、平成31年3月末現在の残高は2,936億円となった。

プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資残高の積み上げを行った結果、平成31年3月末現在の残高は143億円となった。

不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高を積み上げた結果、平成31年3月末現在の残高は1,249億円となった。

【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】

平成30年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

平成30年4月～平成31年3月

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	+0.05
パッシブ運用	+0.03
アクティブ運用	+0.11
国内株式	-0.05
パッシブ運用	+0.13
アクティブ運用	-1.62
外国債券	+0.24
パッシブ運用	-0.16
アクティブ運用	+0.89
外国株式	-0.09
パッシブ運用	-0.09
アクティブ運用	+0.85

平成30年度においては、国内債券及び外国債券については、プラスの超過収益率となり、国内株式及び外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

国内株式については、-0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

外国債券については、+0.24%の超過収益率となった。ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイトし、ユーロをアンダーウエイトする資産構成としているが、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだことがプラスに寄与した。

外国株式については、-0.09%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

中期計画期間の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

平成27年4月～平成31年3月

(単位：%)

		超過収益率 (A) - (B)
国内債券		-0.02
	パッシブ運用	+0.02
	アクティブ運用	-0.24
国内株式		-0.01
	パッシブ運用	-0.11
	アクティブ運用	+0.85
外国債券		+0.35
	パッシブ運用	+0.04
	アクティブ運用	+1.10
外国株式		+0.00
	パッシブ運用	-0.00
	アクティブ運用	+0.40

外国債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内債券及び国内株式はマイナスの超過収益率となった。

運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因	超過収益率 + +
国内債券	+0.05%	+0.00%	-0.00%	+0.05%
国内株式	-0.15%	+0.13%	-0.03%	-0.05%
外国債券	-0.13%	+0.40%	-0.04%	+0.24%
外国株式	-0.16%	+0.11%	-0.04%	-0.09%

(注1) ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャー・ベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウエイトを考慮し算出。

(注2) ベンチマーク要因とは、マネジャー・ベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウエイトを考慮し算出。

(注3) その他要因とは、各ファンドの平残ウエイトを使用することによる計算上の誤差等の要因。

[国内債券]

時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
1.43%	1.38%	+0.05%	+0.05%	+0.00%	-0.00%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)
ファンド要因	+0.00%	+0.01%	+0.01%
ベンチマーク要因	+0.06%	+0.22%	-0.18%

	NOMURA-BPI 物価連動国債プラス (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	+0.02%	+0.00%	-0.00%	+0.05%
ベンチマーク要因	+0.08%	-0.18%	+0.00%	+0.00%

[外国債券]

時間加重収益率	ベンチマーク	ベンチマーク (現地通貨建て)	超過収益率	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
2.70%	2.46%	3.35%	+0.24%	-0.13%	+0.40%	-0.04%

	世界国債 (パッシブ)	米国債 1-3年 (パッシブ)	米国債 (パッシブ)	欧州国債 (パッシブ)	米国債 円ヘッジ (パッシブ)	欧州国債 円ヘッジ (パッシブ)	世界国債 カスタム (パッシブ)
ファンド要因	+0.07%	+0.00%	-0.01%	+0.01%	-0.00%	-0.00%	-0.00%
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.07%	+0.06%	-0.36%	+0.02%	+0.05%	+0.00%

	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)	欧州総合 (アクティブ)	物価連動 (アクティブ)	米国ハイイールド (アクティブ)
ファンド要因	-0.17%	+0.01%	-0.01%	+0.00%	-0.00%
ベンチマーク要因	+0.42%	+0.24%	-0.11%	-0.00%	+0.08%

	欧州ハイイールド (アクティブ)	イギリス米ドル (アクティブ)	イギリス現地通貨 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	+0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.01%	-0.13%
ベンチマーク要因	-0.04%	+0.02%	-0.06%	+0.00%	+0.40%

[国内株式]

時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
-5.09%	-5.04%	-0.05%	-0.15%	+0.13%	-0.03%

	TOPIX (パッシブ)	JPX日経400 (パッシブ)	MSCI Japan Standard (パッシブ)	RUSSELL/NOMURA Prime (パッシブ)	野村RAFI (パッシブ)
ファンド要因	-0.01%	-0.00%	-0.00%	+0.00%	-0.00%
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.04%	+0.01%	+0.01%	-0.02%

	S&P GIVI Japan (パッシブ)	MSCIジャパン ESG セレクト・リー ダース (パッシブ)	MSCI日本株女性 活躍 (パッシブ)	FTSE Blossom Japan (パッシブ)	S&P/JPXカーボン (パッシブ)
ファンド要因	+0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.00%	+0.00%
ベンチマーク要因	+0.06%	+0.04%	+0.02%	-0.01%	+0.00%

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth (アクティブ)	MSCI Japan small (アクティ ブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	-0.07%	-0.06%	+0.01%	+0.01%	-0.03%	+0.00%	-0.15%
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.03%	-0.01%	-0.01%	-0.01%	+0.00%	+0.13%

[外国株式]

時間加重収益率	ベンチマーク	ベンチマーク (現地通貨建て)	超過収益率	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
8.12%	8.21%	6.94%	-0.09%	-0.16%	+0.11%	-0.04%

	ACWI (パッシブ)	欧州中東 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)	北米 (パッシブ)	S&P カーボン (パッシブ)	太平洋 (パッシブ)
ファンド要因	-0.07%	-0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.01%	-0.00%
ベンチマーク要因	-0.01%	-0.01%	-0.03%	-0.01%	-0.00%	+0.01%

	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	-0.09%	+0.01%	+0.00%	-0.16%
ベンチマーク要因	+0.25%	-0.10%	-0.00%	+0.11%

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案

しつ、適切な市場指標を用いた。

国内債券	NOMURA - BPI「除くABS」、NOMURA - BPI国債、NOMURA - BPI/GPIF Customized、NOMURA J-TIPS Index (フロアあり)及びNOMURA - BPI物価連動国債プラスの複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)
国内株式	TOPIX (配当込み)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース。)
外国株式	MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの)との差である超過収益率について、資産配分要因、個別資産要因及びその他要因(誤差含む)の3つの要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因	個別資産要因	その他要因 (誤差含む)	+ +
国内債券	-0.14%	+0.02%	-0.00%	-0.13%
国内株式	-0.09%	-0.02%	+0.00%	-0.11%
外国債券	-0.01%	+0.03%	+0.00%	+0.02%
外国株式	-0.06%	-0.02%	-0.00%	-0.08%
短期資産	-0.08%	+0.00%	+0.00%	-0.08%
合計	-0.38%	+0.02%	-0.04%	-0.40%

運用資産全体に係る収益率(1.52%)と複合ベンチマーク収益率(1.92%)を比較すると、資産配分要因において、特に第3四半期に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券を基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.38%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.02%となった。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析(平成27年4月~平成31年3月)】

	資産配分要因	個別資産要因	その他要因 (誤差含む)	+ +
国内債券	-0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.01%
国内株式	-0.07%	-0.00%	-0.00%	-0.07%
外国債券	+0.03%	+0.05%	-0.00%	+0.08%
外国株式	-0.07%	+0.00%	+0.00%	-0.07%
短期資産	-0.17%	+0.00%	+0.00%	-0.17%
合計	-0.28%	+0.04%	-0.04%	-0.28%

運用資産全体に係る収益率(2.53%)と複合ベンチマーク収益率(2.80%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体

					<p>で - 0 . 2 8 % となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で + 0 . 0 4 % となった。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

4 . その他参考情報							
該当なし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ												
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を把握し、市場動向等を分析し、リバランスを検討した回数。	適切なリスク管理	月1回以上	年間51回	年間52回	年間44回	年間32回		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
リバランスによるリスク変化量について分析した回数	適切なリスク管理	-	-	5回	8回	8回						
								経常費用（千円）	-	-	-	-
								経常利益（千円）	-	-	-	-
								行政サービス実施コスト（千円）	-	-	-	-
								従事人員数	-	-	-	-

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
(3)年金積立金	(2)年金積立	(2)年金積立		(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	< 評定と根拠 >		B

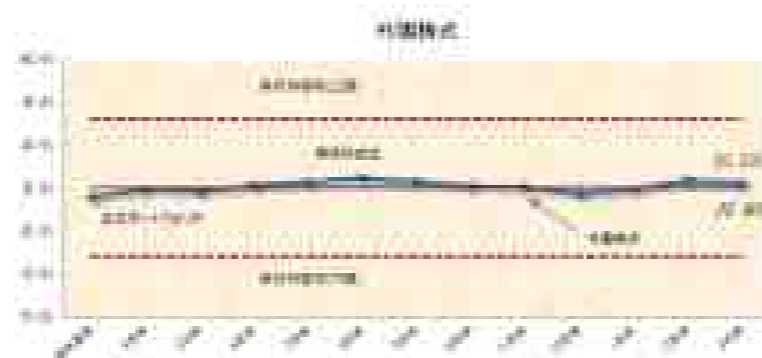
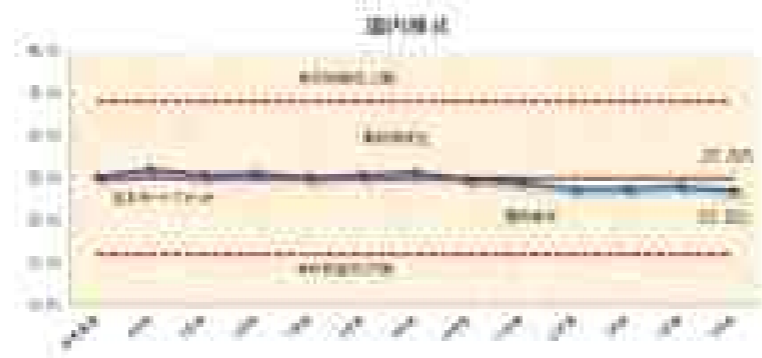
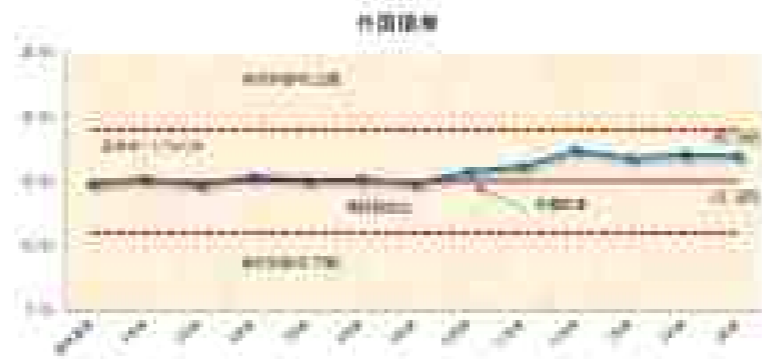
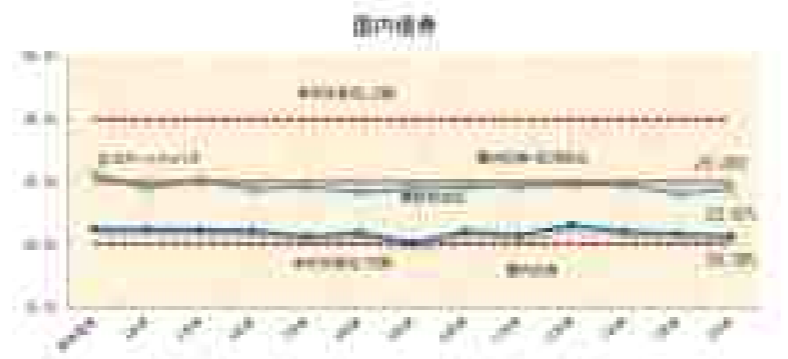
<p>の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。</p> <p>適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。</p> <p>上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p>	<p>金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>さらに、そのために、運用リ</p>		<p>資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。</p> <p>また、運用リスク管理基本方針を策定し、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行ったとともに、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが各資産全体のリスクに与える影響について注視した。</p> <p>リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。</p> <p>さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。</p> <p>なお、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続の観点から、従来の1資産1資産管理機関体制から1資産複数資産管理機関体制への移行が決定しており、まずは国内株式、外国債券において移行を行った。</p> <p>オルタナティブ投資については、リスクをより適切に管理する目的で、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの見直しを実施した。運用受託機関の選定、投資開始後のモニタリングの各段階における、牽制体制を見直し、採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、運用リスク管理委員会にて毎月報告を行っている。</p> <p>【乖離状況の把握等】</p> <p>平成30年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。（各資産ごとの乖離許容幅についてはP.34基本ポートフォリオを参照）</p> <p>国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、平成30年9月に当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅を弾力的に適用したことを踏まえ、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合が国内債券の乖離許容幅の範囲内に収まっていることを確認した。</p> <p>基本ポートフォリオとの乖離状況</p>	<p>評価：B</p> <p>「リスク管理」は、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、毎月運用リスク管理委員会を開催し、資産全体については、資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を各資産及びトラッキングエラーについて、少なくとも毎月1回把握し、バリュアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法で、様々な観測期間（2年や5年）や信頼水準（1、95%、99%）の下で複数の手法でモニタリングを行っている。また、フォワードルッキングなリスク分析としては、地政学リスクの把握やリスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析した。各資産については、市場リスク管理については推定トラッキングエラーの要因分解、信用リスク管理ではリスクベースでのモニタリングの強化、カントリーリスクでは他のリスクとの棲み分けを重視した管理に変更した。各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施した。</p> <p>また、資産配分についてリスク管理ツールを用いて事前に各種リスク管理指標への影響を分析した上で、問題発生の有無や対応措置の必要を確認するなどを行っていることを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>リスク管理に関する専門性の向上を図り、リスク管理担当部署を中心に法人内関係部署間で連携しながら、運用受託機関等の分析等も活用して、リスク管理の一層の強化に引き続き取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>（外部有識者の意見）</p> <p>特になし。</p>
--	---	--	--	---	--	---

スク管理に関する基本方針を検討し、策定する。

資産全体基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。
また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。
さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)との乖

資産全体基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。
また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。
さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

<評価の視点>
(1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。
(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。
(3) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。



【市場動向の把握・分析等】

運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスク

【評価の視点】

(1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測及びモニタリングすることにより乖離状況の把握について高度化を図っており、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移したことを確認したことから、所期の目標を達成していると考えます。
(2) 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用しており、所期の目標を達成していると考えます。
(3) 資産全体のリスクについては、経営委員会で議決した運用リスク管理基本方針に基づき、運用リスク管理ツールを用いて分析し、経営委員会や運用リスク管理委員会に定期的に報告している。また、運用リスク管理基本方針で定めた運用リスクの定義から各種リスクの対象を明確化するとともに、カントリーリスク管理の規定について整備した。さらに、国内外のマクロ経済や地政学等の情報収集・調査機能を強化し、カントリーリスク分析やフォワードルッキングなリスク分析の充実を図っており、所期の目標を上回る成果が得られたと考えます。

	<p>離要因の分析等を行う。</p> <p>各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>	<p>各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>	<p>(4) 資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p> <p>(5) 各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。</p> <p>(6) 各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理してい</p>	<p>に関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。</p> <p>【フォワード・ルッキングなリスク分析】</p> <p>フォワード・ルッキングなリスク分析としては、外部コンサルタントを採用し、マクロ経済・地政学等の不均衡およびトリガーについて報告した。また、リスク管理分析ツールの仮想シナリオ等によりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離(注)に基づくシナリオの蓋然性について報告した。</p> <p>(注)統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。</p> <p>【資産全体のリスク管理】</p> <p>資産全体のリスク管理については、乖離許容幅、推計トラッキングエラー、バリュアットリスク、条件付バリュアットリスク等複数のリスク管理指標で計測している。資産配分に係るリスクの変化については、リスク管理ツールを用いて事前にバリュアットリスク及びトラッキングエラー等の値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるか判断している。</p> <p>バリュアットリスクについては、手法(分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法)観測期間、信頼水準を複数設定し、様々な前提条件の下、リスク量の計測を行っている。</p> <p>推定トラッキングエラーやバリュアットリスクは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。</p> <div data-bbox="1018 1230 1739 1598" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>年金積立金全体の推定トラッキングエラー</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>推定トラッキングエラー (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>0.45</td></tr> <tr><td>5月</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>6月</td><td>0.42</td></tr> <tr><td>7月</td><td>0.43</td></tr> <tr><td>8月</td><td>0.52</td></tr> <tr><td>9月</td><td>0.55</td></tr> <tr><td>10月</td><td>0.35</td></tr> <tr><td>11月</td><td>0.38</td></tr> <tr><td>12月</td><td>0.52</td></tr> <tr><td>1月</td><td>0.45</td></tr> <tr><td>2月</td><td>0.48</td></tr> <tr><td>3月</td><td>0.48</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>年金積立金全体のリスク</p>	月	推定トラッキングエラー (%)	4月	0.45	5月	0.40	6月	0.42	7月	0.43	8月	0.52	9月	0.55	10月	0.35	11月	0.38	12月	0.52	1月	0.45	2月	0.48	3月	0.48	<p>(4) 適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析した。また、リバランスに係る配分・回収について、より詳細なリスク分析及びパフォーマンス分析を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(5) 各資産ごとに管理すべきリスクを運用リスク管理基本方針で定め、経営委員会や運用リスク管理委員会で定期的に確認している。</p> <p>オルタナティブ投資については、リスクをより適切に管理する目的で、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの見直しを実施した。運用受託機関の選定、投資開始後のモニタリングの各段階における、牽制体制を見直し、採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、月次運用リスク管理委員会にて報告を行っており、所期の目標を達成していると考えている。</p> <p>(6) 国内株式と外国債券において、評価ベンチマークとは異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式、外国債券及び資産全体のリスクに与える影響について定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考えている。</p>
月	推定トラッキングエラー (%)																														
4月	0.45																														
5月	0.40																														
6月	0.42																														
7月	0.43																														
8月	0.52																														
9月	0.55																														
10月	0.35																														
11月	0.38																														
12月	0.52																														
1月	0.45																														
2月	0.48																														
3月	0.48																														

各運用受託機関
運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。
また、運用体制の変更等に注意する。

各資産管理機関

各運用受託機関
運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。
また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。
リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、運用コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。

各資産管理機関

るか。
(7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

(8) 資産管理機関に対し、資

基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量

【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】

P.14 業務実績第 1.3 (1)参照

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

P.17 業務実績第 1.3 (1)参照

【各資産のリスク管理】

毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成30年度においては問題のないことを確認した。

また、格付け分布（債券ポートフォリオ）ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。

推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）

（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.03	0.20	0.60	0.16
5月	0.04	0.20	0.70	0.15
6月	0.03	0.18	0.63	0.16
7月	0.03	0.20	0.60	0.16
8月	0.03	0.18	0.60	0.17
9月	0.03	0.18	0.55	0.15
10月	0.03	0.19	0.66	0.17
11月	0.03	0.19	0.67	0.16
12月	0.04	0.19	0.67	0.17
1月	0.04	0.19	0.66	0.17
2月	0.04	0.20	0.68	0.20
3月	0.04	0.22	0.65	0.18

実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差）

(7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。伝統的資産においては、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。オルタナティブ資産においては、リスク及びパフォーマンス管理の為、運用受託機関から定期的にレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。以上より、所期の目標を達成していると考えている。

(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

自家運用
運用ガイド

資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。

また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。

信用リスクについては、随時管理する。

BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の在り方を検討する。

自家運用
自家運用に

資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

(9) 資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

(10) 自家運用
において、運用

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.09	0.24	0.60	0.22
5月	0.09	0.24	0.62	0.22
6月	0.09	0.24	0.62	0.22
7月	0.09	0.24	0.64	0.22
8月	0.09	0.24	0.65	0.22
9月	0.09	0.24	0.66	0.22
10月	0.09	0.24	0.66	0.23
11月	0.09	0.25	0.67	0.23
12月	0.09	0.25	0.67	0.23
1月	0.09	0.25	0.68	0.23
2月	0.09	0.25	0.68	0.23
3月	0.09	0.21	0.69	0.23

ベータ値(市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度)

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1.03	1.00
5月	1.03	0.99
6月	1.04	1.01
7月	1.03	1.01
8月	1.04	1.01
9月	1.02	1.00
10月	1.03	1.03
11月	1.03	1.03
12月	1.04	1.01
1月	1.03	1.01
2月	1.03	0.99
3月	1.02	0.99

デュレーション(金利の変動に対する債券価格の変化率)

施し、大きな課題が生じている資産管理機関に対しては、警告を行ったうえで改善を求めており、所期の目標を達成していると考ええる。

(9) 適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考ええる。

(10) 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミ

ラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。

係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。

ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

	国内債券修正デュレーション		
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離
4月	7.57	7.62	-0.05
5月	7.56	7.57	-0.01
6月	7.68	7.76	-0.08
7月	7.55	7.69	-0.14
8月	7.47	7.59	-0.12
9月	7.60	7.73	-0.13
10月	7.52	7.67	-0.15
11月	7.53	7.65	-0.12
12月	7.75	7.87	-0.12
1月	7.72	7.84	-0.12
2月	7.71	7.81	-0.09
3月	7.88	8.00	-0.12

	外国債券実効デュレーション		
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離
4月	5.92	7.07	-1.15
5月	6.21	7.17	-0.95
6月	6.24	7.16	-0.92
7月	6.16	7.13	-0.96
8月	6.20	7.12	-0.92
9月	6.22	7.06	-0.83
10月	6.15	7.00	-0.85
11月	6.17	7.01	-0.85
12月	6.24	7.05	-0.81
1月	6.27	7.14	-0.88
2月	6.47	7.14	-0.67
3月	6.64	7.27	-0.64

市場リスクについては、リスク管理ツールを用いてオルタナティブ投資を含めた資産全体の市場リスクの計測を実施し、リスクファクタ別の寄与率をモニタリングした。推定トラッキングエラーについては、債券については年限、セクター、格付別に、株式についてはスタイルファクター、セクター別にアクティブエクスポージャーやマージナルリスク寄与度でのモニタリングを開始した。

流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を毎月把握した。

信用リスクについては、クレジット投資の保有状況について、リスクベ

ィングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考えます。

				<p>ースでモニタリングを強化したほか、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和の状況をモニタリングし、1年経過した所で検証を実施した。</p> <p>カントリーリスクについては、運用リスク管理基本方針で定めたカントリーリスクの定義に基づき、他のリスクとの棲み分けを重視したカントリーエクスポージャー管理に変更した。具体的には、市場リスクベースの配賦量からカントリーリスクにフォーカスした配賦量へ変更した。</p> <p>【各運用受託機関】</p> <p>ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。</p> <p>イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。</p> <p>ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。</p> <p>総合評価を目的とした定期ミーティング</p> <p>国内債券運用受託機関（4ファンド）： 7月24日～8月2日</p> <p>外国債券運用受託機関（11ファンド）： 2月14日～3月12日</p> <p>国内株式アクティブ運用受託機関（11ファンド）： 2月5日～2月28日</p> <p>外国株式アクティブ運用受託機関（9ファンド）： 11月5日～12月6日</p> <p>このほか、リスク分析ツール等を用いて運用状況やリスク負担状況を把握し、運用ガイドラインの遵守状況を把握し、運用受託機関に対する、適切な管理・評価を行った。</p> <p>総合評価の緊急性が高かった、外国株式アクティブ1ファンドについては個別に総合評価を実施し、解約を決定し、速やかに資産の移管を行った。</p> <p>なお、それ以外の平成30年度の総合評価については、平成29年度に総合評価方法の変更（従来の定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価）</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証中である。検証結果を踏まえて、総合評価を平成31年度に行うこととしている。</p> <p>エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。</p> <p>オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、外部の運用コンサルタントとのミーティングやレポートを参考にし、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成30年度において運用体制の変更等があったものは9ファンドで9件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは2ファンドで2件であった。これらの社に対しては、ミーティング等を実施し説明を求めた。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】</p> <p>インフラストラクチャー分野及び不動産分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。</p> <p>また、採用後、運用受託機関と定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。</p> <p>加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。</p> <p>【各資産管理機関】</p> <p>ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。</p> <p>イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。</p> <p>ウ 総合評価のためのミーティングを平成30年12月及び平成31年1月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資産管理機関4社については問題がないことを確認した。なお、昨年度警告を継続した1社については、資産管理業務実施にあたって改善が確認できたことから警告を解除した。</p> <p>エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしてい</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>る。平成30年度においては、(4社21件)の人事異動等により資産管理体制の変更を確認した。</p> <p>オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。</p> <p>カ 運用資産の管理を資産クラスごとに一つの資産管理機関に集約してから約10年が経過し、運用多様化の障害になる場合やBCP(事業継続計画)における懸念があることから、資産管理の在り方を見直し、会計用データとは別に投資判断用データを収集し活用すること、および、資産クラス内で複数の資産管理機関を利用することができるよう取り組んだ。</p> <p>投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図った。</p> <p>資産管理機関の複数化については、必要なシステム開発が終わった資産クラスから順次実施しており、平成30年度においては、外国債券および国内株式で複数化を実現した。</p> <p>【自家運用】</p> <p>市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。</p> <p>さらに、運用状況の報告を受け、平成30年7月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。</p> <p>自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17社中全社を「継続」とした。 <p>なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ																	
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）										
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度				
ファンド数	運用受託機関等の選定・管理	83 ファンド	95 ファンド	93 ファンド	106 ファンド	110 ファンド			《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。								
ESG 指数 応募先	ESG を含めた非財務的要素の考慮			14 社 27 指数	11 社 15 指数												
									経常費用（千円）	-	-	-	-				
									経常利益（千円）	-	-	-	-				
									行政サービス実施コスト（千円）	-	-	-	-				
									従事人員数	-	-	-	-				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
(4) 運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経	(3) 運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委	(3) 運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営		(3) 運用手法 平成 30 年度においては、以下の取組等について経営委員会に報告した。 ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成 29 年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告した。 イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告した。	< 評価と根拠 > 評価：A 「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」については、運用手法は、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。運用対象の多様化は、経営委員会において、物価連動国債や R E I T	評価	A < 評価に至った理由 > 運用手法については、中期目標において、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための

て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関

員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。

キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチ

委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。

各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。

ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。

平成30年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。

パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成31年3月末）

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
パッシブ	75.54	90.58	66.24	90.50	77.87
アクティブ	24.46	9.42	33.76	9.50	22.13

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしている。

各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成30年4月～平成31年3月）

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	+0.05
パッシブ運用	+0.03
アクティブ運用	+0.11
国内株式	-0.05
パッシブ運用	+0.13
アクティブ運用	-1.62
外国債券	+0.24
パッシブ運用	-0.16
アクティブ運用	+0.89
外国株式	-0.09
パッシブ運用	-0.09
アクティブ運用	+0.85

各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成27年4月～平成31年3月）

等、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこととされている。株式運用における考慮事項は、株式運用において、ESGを考慮することを検討することとされている。

以下の評価の視点ごとの自己評価で示したとおり、運用手法については、アクティブ運用において超過収益の獲得を目指すこととされているのに対し、超過収益獲得の確信を持ってストラクチャーの維持に努めた結果、4資産中3資産（内外債券、外国株式）において超過収益を獲得した。

収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を検討することとされているのに対し、外国債券パッシブ運用について、アルファ獲得策の一環として国際機関債(Supranational債)の投資を認めることとし、所与のリスク指標の範囲内で、超過収益の確保のための取り組みや運用の効率化のための見直しを行った。また、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定について平成30年度においては、インフラストラクチャー分野で1社、グローバル不動産分野で1社を新たに採用し、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。

運用対象の多様化については、資金運用の観点から幅広く検討を行うこととされているのに対し、平成30年度において、グローバル不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンダートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について経営委員会に報告した。また、平成29年度にLPS投資を可能とする政令の改正が行われ、LPSへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定した。これを踏まえ平成30年度には、LPS投資に関連した規定を業務方法書に新たに追記した。

株式運用における考慮事項については、ESGを考慮することを検討することとされ

取組を進めることとしている。

平成30年度は、アクティブ運用において、4資産中3資産（内外債券、外国株式）について超過収益を獲得していることに加えて、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因（4資産合計）においては複合ベンチマーク収益率に対してプラスの超過収益率を確保している。

運用受託機関の選定・管理については、外国債券アクティブ運用においてマネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施するなど、適切な運用受託機関構成とするための取組を行っている。なお、国内株式パッシブ運用受託機関の選定にあたっては、多様なインデックスへの対応力強化とスチュワードシップ活動強化を目的として選定を行い、特に、ESG(環境・社会・ガバナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ活動の方針と運用プロセス、これらを実施するための組織体制及び報酬水準を一体としたビジネスモデルを評価して選定を行っている。

株式運用における考慮事項については、中期目標

し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。

収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。

マークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。

また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。さらに、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。

外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するととも

伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。

アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び新たな実績連動報酬の導入により、運用受託機関とのアライメントの強化を図る。パッシブ運用については、多様なベンチマー

<評価の視点>
(1) 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理が行われているか。

(2) アクティブ運用については、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間に

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	-0.02
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	-0.24
国内株式	-0.01
パッシブ運用	-0.11
アクティブ運用	+0.85
外国債券	+0.35
パッシブ運用	+0.04
アクティブ運用	+1.10
外国株式	+0.00
パッシブ運用	-0.00
アクティブ運用	+0.40

外国債券パッシブの地域別ファンドのマネジャー・ベンチマークについて、新たに為替ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。

運用受託機関の役員クラスと活発に意見交換を行うとともに、運用受託機関を組織として理解するため、運用受託機関の役員報酬の調査を行い、アライメントの強化を図ったほか、

アクティブ運用については、マネジャー・ベンチマークが適切であるか検証するため、適切なマネジャー・ベンチマークを設定したうえで、新実績連動報酬の導入と合わせ運用受託機関とのアライメントの強化を図るための取り組みを実施した。

パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。

ているのに対し、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、新たに、環境指数に基づく株式運用を開始するなど、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進した。国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定するとともに、ESGを考慮した運用受託機関の評価等を実施した。

以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられることから、A評価とする。

(1) 平成30年度においては、以下の取組等について経営委員会に報告しており、所期の目標を達成していると考えられる。

ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告した。

イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告した。

(2) アクティブ運用については、平成30年度においては、4資産中1資産(国内株式)については超過収益を獲得できなかったものの、他の3資産(内外債券、外国株式)について、超過収益を獲得していることに加えて、対複合ベンチマーク収益率に

において、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESGを考慮することについて検討することとしている。

平成30年度は、国内の他の同種の機関に先駆けて、グローバル株式を対象とした環境(E)に関する指数の選定を行い、国内株式について「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」、外国株式について「S&Pグローバル大中型株カーボン・エフィシエント指数(除く日本)」の2指数を採用し、当該指数に基づく株式パッシブ運用を開始した。法人の調査によれば、この新たなESG指数に対する反応はおおむねポジティブであり、55%の日本企業が法人の当該指数の選定を評価している。こうした調査結果を踏まえると、当該指数の選定及び運用開始により日本企業のESGに関する取組を促したという観点から高く評価できる。国内株式及び外国株式のパッシブ運用においては、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、ファンドの一部に対する環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定するなど適切な資産配分を行っている。

また、ESGの考慮を運

	<p>に、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。</p>	<p>クへの対応を進める。</p> <p>運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行うとともに、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。</p> <p>オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークの確立に向けた取組を進め、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリ</p>	<p>において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか</p> <p>(3) ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。</p> <p>(4) 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。</p>	<p>運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング(*)をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。</p> <p>(*)平成29年6月制定のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG(環境、社会、ガバナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。</p> <p>また、国内株式パッシブ及び外国株式パッシブ運用機関の選定に当たっては、マネジャー・エントリー制を活用し、新規の外国株式パッシブ1社1ファンド、新規の国内株式パッシブ2社2ファンド選定した。その際、効率的に移管するため現物移管等により、資産を移管した。</p> <p>オルタナティブ資産については以下の取組を実施した。</p> <p>ア.オルタナティブ資産に係る運用機関(ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ<GK/FOF>)の公募</p> <p>マネジャー・エントリー制を活用した公募及び情報提供を平成29年4月に開始して以降、平成31年3月末までにエントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通り。 括弧内は平成30年度中の新規エントリー及び情報提供の実績</p> <p>(エントリー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラストラクチャー分野：10(0)ファンド ・プライベート・エクイティ分野：33(4)ファンド ・不動産分野：13(2)ファンド <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラストラクチャー分野：11(1)ファンド ・プライベート・エクイティ分野：3(1)ファンド ・不動産分野：2(0)ファンド <p>イ.オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定</p> <p>インフラストラクチャー分野において1ファンドを新規に選定し、グローバル不動産分野においても1ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。</p> <p>当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。</p> <p>なお、プライベート・エクイティ分野及びグローバル不動産分野(既存とは異なる新規マニデート)についても上記と並行して選定を進めて</p>	<p>対する超過収益率の個別資産要因(4資産合計)はプラスを確保している。また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしており、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(3)国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定している。</p> <p>また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定および年間の運用状況・活動状況のモニタリングを実施。その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社2社からの評価レポートも活用した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(4)国内債券パッシブ、国内株式及び外国株式パッシブについて、従来はファンドの時価総額の5%を超える場合は管理運用法人へ報告を求めていたが、これを廃止した。また、外国債券パッシブ運用について、アルファ獲得策の一環として国際機関債(Supranational債)の投資を認めること</p>	<p>用受託機関に求め、運用受託機関の総合評価において取組状況の評価等を行っている。オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定において、ESGに関する取組姿勢や能力等を考慮した上で審査を実施しているほか、採用した運用受託機関に対してESGに関する取組状況の定期的な報告を義務付けているなど、オルタナティブ資産運用においてもESGを含めた非財務的要素の考慮を行っている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>運用資産全体の長期的なリターンを向上させるために推進しているESGを考慮した投資については、所期の効果をあげているか等について適切に検証を行い、必要に応じ修正を加えるなど、運用の改善に引き続き取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	---	---	--

		<p>ングする。また、マネジャー・エントリー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。</p>	<p>(5) 運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。また、日本株の運用受託機関の選定等に際しては、企業に対するエンゲージメント活動を適切に評価しているか。</p>	<p>おり、平成31年度に選定できる見込みである。</p> <p>ウ．オルタナティブ資産への投資 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度以降に採用した運用受託機関を活用した投資を実施し、平成31年3月末現在の残高は2,936億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資を実施した結果、平成31年3月末現在の残高は143億円となった。 不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資を実施した結果、平成31年3月末現在の残高は1,249億円となった。</p> <p>エ．各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築 オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。平成30年度においては、米国における主権免税及びQFPF(Qualified Foreign Pension Fund)適用による税制上の優遇措置に関する調査を税務コンサルタントと実施し、調査結果を踏まえた投資スキームの構築をインフラストラクチャー及びグローバル不動産分野において実施した。また、米国以外の主権免税ステータス取得のための事前調査、各国税務当局からのルーリング取得に向けたプロジェクトを税務コンサルタントのアドバイスの元で進めている。</p> <p>オ．平成29年度より開始したFoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、リスクをより適切に管理する目的で、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの見直しを実施した。実施の際には、国内外機関投資家におけるオルタナティブ資産に関するリスク管理状況の調査結果も参考とした。オルタナティブ投資室の人員拡充に伴い、運用受託機関の選定、投資開始後のモニタリングの各段階における、運用リスク管理室・オルタナティブ投資室フロント・同室フロントミドル相互の牽制体制を見直し強化した。 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。</p>	<p>とし、所与のリスク指標の範囲内で、超過収益の確保のための取り組みや運用の効率化のための見直しを行った。</p> <p>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定について平成30年度においては、インフラストラクチャー分野で1社、グローバル不動産分野で1社を新たに採用し、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。 当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。以上により、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(5) 外国債券アクティブにおいて、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施した。また、外国債券における物価連動債投資の意義を議論し、当該マニデートを廃止した。地域別のマネジャー・ベンチマークを採用しているファンドについて、新たに為替ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。特に外国株式パッシブについては、環境指数ファンドの設定とともに、一部回収・解約となった運用受託機関からの回収及び配分先へ移受管を実施した。 また、外国債券アクティブ(ハイ・イールド)において、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施した。 さらに、国内株式において、管理運用上</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>(5)運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、物価連動国債やREIT(不動産投資信託)等を始め、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと。 また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認</p>	<p>(4)運用対象の多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。 新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境</p>	<p>(4)運用対象の多様化 新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。 理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する報告等</p>	<p>(6)運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討したか。 (7)新たな運用対象について、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行ったか。また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用</p>	<p>(4)運用対象の多様化 平成30年度において、グローバル不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンダートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について経営委員会に報告した。 平成29年度にLPS投資を可能とする政令の改正が行われ、LPSへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定した。これを踏まえ平成30年度には、LPS投資に関連した規定を業務方法書に新たに追記した。 投資一任を通じた運用については、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運用受託機関を新たにインフラストラクチャー分野で1社、グローバル不動産分野において1社を採用した。また、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。</p>	<p>不要と判断したマネジャー・ベンチマークにかかる資産等を回収し、ESGの運用機関へ配分するなど、適切な運用機関構成とするための施策を実施した。 なお、国内株式パッシブ運用受託機関の選定にあたっては、多様なインデックスへの対応力強化とスチュワードシップ活動強化を目的として選定を実施し、特に、ESG(環境、社会、ガバナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ活動の方針と運用プロセス、これらを実施するための組織体制及び報酬水準を一体としたビジネスモデルを評価、選定したことから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (6)新たに法令で認められたインハウス運用でのデリバティブ取引について検討するほか、国内債券市場を中心にインハウス運用から得られた情報を活用し、資産配分に活用しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (7)市場環境等を踏まえた検討は、平成28年度に実施済である。</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。</p> <p>(6) 株式運用に</p>	<p>等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。</p> <p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加え</p>	<p>について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。</p> <p>オルタナティブ投資において、投資一任での運用に加え、LPS（リミテッドパートナーシップ）を活用した運用に取り組む。</p> <p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加え</p>	<p>専門的な知見に基づき検討したか。その際、非伝統的資産は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。</p> <p>(8) 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた</p>	<p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。</p> <p>平成29年6月に制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大</p>	<p>(8) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。</p> <p>平成29年度に開始した環境（E）に関するグローバル株式指数の公募では、11社</p>	
---	---	---	---	--	---	--

<p>おける考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素である ESG (環境、社会、ガバナンス) を考慮することについて、検討すること。</p>	<p>て、収益確保のため、ESG (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。</p>	<p>て、収益(リスク調整後リターン)確保のため、ESG (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素に関する取組も考慮した運用受託機関の総合評価を行うとともに、国内株式パッシブ運用における ESG を考慮したマネジャー・ベンチマークに基づく運用について公募結果を踏まえ取組を進める。 また、マネジャー・エントリー制に関し、外国株式運用において ESG の考慮を投資方針に含む運用受託機関の採用も含め審査を進める。</p>	<p>非財務的要素を考慮することを検討したか。</p>	<p>な ESG 課題についてヒアリングを実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価した。評価のウエイトは以下の通り。 株式パッシブ運用：評価全体の 30% 株式アクティブ運用：評価全体の 10%</p> <p>平成 29 年度に開始した環境 (E) に関するグローバル株式指数の公募では 11 社 15 指数の応募があり、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進め、審査の結果、以下の 2 指数を採用し、同指数に基づくパッシブ運用を開始した。</p> <p>< 選定指数 ></p> <table border="1" data-bbox="1056 720 1762 1003"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>指数名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内株</td> <td>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数</td> </tr> <tr> <td>外国株</td> <td>S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 指数の主な特徴 > 同業種内で炭素効率性が高い企業と二酸化炭素排出量など温室効果ガス排出に関する情報開示を行っている企業の投資ウエイト(比重)を高めている 業種毎の環境負荷の大きさに応じて、 による投資ウエイトの格差を調整(環境負荷の大きい業種ほど、炭素効率性の改善や情報開示のインセンティブが大きくなる仕組み) S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の採用対象は、東証 1 部企業 全社(一部の低流動性銘柄等を除く)であり、一般的な ESG 指数に比べて、幅広い企業が対象となっている</p> <p>国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ 1 ファンド及び外国株式パッシブ 1 ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。 また、世界銀行グループと共同で調査研究を行っていた「債券投資における ESG の考慮に関する共同研究の報告書」を公表し、ESG 要素を株式から債券に応用するための取り組みを進めた。 オルタナティブ資産運用においては、海外不動産分野、及びプライベート</p>	対象	指数名	国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数	外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)	<p>15 指数の応募があり、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進め、審査の結果、以下の 2 指数を採用し、同指数に基づくパッシブ運用を開始した。</p> <p>< 選定指数 ></p> <table border="1" data-bbox="1970 541 2466 825"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>指数名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内株</td> <td>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数</td> </tr> <tr> <td>外国株</td> <td>S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 指数の主な特徴 > 同業種内で炭素効率性が高い企業と二酸化炭素排出量など温室効果ガス排出に関する情報開示を行っている企業の投資ウエイト(比重)を高めている 業種毎の環境負荷の大きさに応じて、 による投資ウエイトの格差を調整(環境負荷の大きい業種ほど、炭素効率性の改善や情報開示のインセンティブが大きくなる仕組み) S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の採用対象は、東証 1 部企業 全社(一部の低流動性銘柄等を除く)であり、一般的な ESG 指数に比べて、幅広い企業が対象となっている。</p> <p>国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ 1 ファンド及び外国株式パッシブ 1 ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。</p>	対象	指数名	国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数	外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)
対象	指数名																
国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数																
外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)																
対象	指数名																
国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数																
外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)																

					<p>ト・エクイティ分野のマルチ・マネジャー戦略を行う運用機関の審査において、運用受託機関自身のESGの評価体制や投資先ファンドに対するESGに関するエンゲージメント活動等を評価した。海外不動産分野では1件運用受託機関の選定を完了し、投資活動を開始した。また、平成29年度に投資を開始した国内不動産分野やインフラストラクチャー分野の運用受託機関によるESGへの取り組みのモニタリングを通じて蓄積されたESG評価の知見、及び最新のPRIのガイドライン等を踏まえて、オルタナティブ資産におけるスチュワードシップ責任の取組み基準の見直しを実施した。</p> <p>さらに、管理運用法人として、ESGインテグレーションの定義はPRIの署名機関としてPRIの定義に基づくこととし、運用評価の一環として評価すること、ESGに関するエンゲージメントや議決権行使についてはこれまで通り、スチュワードシップ責任に係る取組で評価することを明確にした。</p>	<p>また、管理運用上不要と判断したマネジャー・ベンチマークにかかる資産等を回収し、ESGの運用機関へ配分した。</p> <p>平成29年6月に制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価した。評価のウエイトは以下の通り。</p> <p>株式パッシブ運用：評価全体の30% 株式アクティブ運用：評価全体の10%</p> <p>また、新たなビジネスモデルのパッシブ運用受託機関として選定した機関のうち、1社は19のESGテーマを設定し、重点企業を対象に各テーマに基づいたエンゲージメントを行うといったこれまで以上にESGに関するエンゲージメントを強化した機関も選定。</p> <p>平成29年度より開始したFoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ESG要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施している。</p> <p>過年度までに実施したインフラストラクチャー分野、不動産分野、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ESGに対する取組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。</p> <p>また、平成30年度中に投資初年度を経過した運用受託機関4社(インフラストラクチャー3社、不動産1社)の年間のESG活動状況については、当法人から質問票を送付し、詳細を把握した。</p> <p>なお、採用した運用受託機関(FoF/ゲートキーパー)によるESG取組み状況の定期的な報告を義務付けており、各マンダートの年度決算報告と併せて年次でのES</p>	
--	--	--	--	--	---	---	--

		<p>(6) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の3の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p>	<p>(6) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。</p>	<p>(9) 財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。また、満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。</p>	<p>(6) 財投債の管理及び運用 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。</p>	<p>G取組み状況を記載したESGレポートを受領予定であり、オルタナティブ資産運用においても、ESGを含めた非財務的要素は十分に考慮されていると考えられる。 以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を得られたと考える。</p> <p>(9) 財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>課題と対応 ・インフラ投資については、リスクの記載や最終的にどのような形でキャッシュにして回収するのかといった出口対策の情報開示の仕方を工夫すべきとの課題について、平成30年度の業務概況書にて、インフラ投資に係るリスクの内容、出口対策に係る記載を行うことで対応する。</p>	
--	--	---	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	透明性の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ														
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
Twitter 情報発信	情報公開・ 広報活動の充 実	-	30回 （フォロワー 数 5,442、閲覧 回数 577,759）	157回 （フォロワー数 8,755、閲覧回 数 3,030,877）	199回 （フォロワー数 22,653、閲覧回 数 3,931,449）	302回 （フォロワー数 24,940、閲覧回 数 3,223,477）			《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
Youtube 動画掲載	情報公開・ 広報活動の充 実	-	5本 （登録者数 252、視聴回数 4687）	12本 （登録者数 407、視聴回数 8,645）	16本 （登録者数 569、視聴回数 13,381）	11本 （登録者数 798、視聴回数 14,115）								
ホームページ 訪問数（セッ ション数）	情報公開・広報 活動の充実	562,914	570,950	662,818	560,300	630,891								
									予算額（千円）					
									決算額（千円）					
									経常費用（千円）	-	-	-	-	
									経常利益（千円）	-	-	-	-	
									行政サービス実 施コスト（千円）	-	-	-	-	
									従事人員数	-	-	-	-	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価			
4 .透明性の向上	4 .透明性の向上	4 .透明性の向上		4 .透明性の向上		< 評定と根拠 >		評定	A

<p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること。</p> <p>また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保すること。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要</p>	<p>年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。</p> <p>また、運用受託</p>	<p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。</p>		<p>年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。</p> <p>平成30年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、SNSを活用するとともに、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させた。</p>	<p>評価：A</p> <p>「透明性の向上」は、年度及び四半期の運用状況をホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること、運用の透明性を高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券は発行体名)等を公表することとされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとされているのに対し、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、長期分散投資の意義等を具体例を用いながら分かりやすく説明するコンテンツをホームページ上に充実させるとともに、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けにわかりやすく解説したパンフレットを制作し、ホームページ上にも掲載する等の取組を行った。</p> <p>また、効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを積極的に活用した。例えば、Twitter公式アカウント等では、「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)を特に意識して情報発信するなど、様々なツールを活用して広報活動の充実を図った。このほか、国内外のセミナー等において94件の講演を行い、理事長による新年記者懇談会では、「3つのメッセージ」が伝わるように意識して説明を行った。</p> <p>さらに、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成30年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表した。</p> <p>加えて、ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確保するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年8月に第一回目の報</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>平成30年度は、広報戦略を策定し、「公的年金制度・年金財政における年金積立金の役割」、「長期国際分散投資の効用」、「ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の意義」という3つのメッセージを訴求する必要性を確認するなど、広報の方向性を明確化した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の公式ホームページを全面リニューアルし、公的年金制度・年金財政における積立金の役割や長期分散投資の意義等をイラスト等で分かりやすく説明するコンテンツを充実。英語ホームページにおいてもコンテンツを充実。 ・法人自体についての認識がない方が多数存在する現状も踏まえ、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けに、公的年金制度・年金財政における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に分かりやすく解説したパンフレット「GPIFってなに？」を新たに制作し、ホームページに掲載する等の取組を実施。 ・ESGに関する取組を評価し、投資の効果を確保するとともに、透明性を確保する観点から、第1回目の報告書となる「平成29年度ESG活動報告」を新
---	--	--	--	--	--	---

<p>をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表すること。</p> <p>加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表すること。</p> <p>上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p>	<p>(1) 広報戦略を策定し、広報の方向性や効果的なコミュニケーションツール(SNSを含む)の位置づけ等を明確化するとともに、広報活動の評価(効果測定を含む)を行う。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。</p> <p>(2) 年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫すると</p>	<p>(1) 平成30年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを活用し、Twitter公式アカウントでは、「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)を訴求する発信をすることにより、積立金の役割/長期分散投資に関するツイートへの反応が大きく示された。また、第三者のツイッターで国民に誤解を与えかねない情報が拡散された場合には、事実に基づく公式ツイートで情報発信を実施した。昨年度比プラス103回となる302回の情報発信を行い、フォロワー数は昨年度末比プラス2,287の24,940となった。</p> <p>このようなこれまでの取組が功を奏し、平成31年2月1日公表の第3四半期運用実績を受けて実施した広報効果測定では、「運用の仕方に不安を感じる」との見方は上昇したものの、期間損益が赤字にもかかわらず「累積収益」に対する認知度が上がった。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けにわかりやすく解説したパンフレットを制作し、ホームページ上に掲載した。</p> <p>このほか、国内外のセミナー等において94件の講演を行い、理事長による新年記者懇談会では、「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)が伝わるように意識して説明を行った。</p>	<p>告書となる「平成29年度 ESG活動報告」を刊行するとともに、同10月に同報告書の英語版を刊行した。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られていると考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けにわかりやすく解説したパンフレットを制作し、ホームページ上に掲載する等の取組みを行った。加えて、ESGの取組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年8月に第一回目の報告書となる「平成29年度 ESG活動報告」を刊行するとともに、同10月に同報告書の英語版を刊行した。以上より、所期の目標を大きく上回る成果が得られていると考える。</p> <p>(2) 年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等については、業務概況書等で適切に公表した。また、平成30年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを積極的に活用した。例えば、Twitter公式アカウントでは、「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)を特に意識した情報発信をすることにより、積立金の役割/長期分散投資</p>	<p>たに刊行し、英語版も刊行。</p> <p>・効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを積極的に活用。(Twitterにより年金積立金の役割や長期分散投資の効用等を訴求する情報発信等)などの取組を行っている。</p> <p>中期目標において「透明性の向上」は年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから重要度が高いとしていているところ、法人が広報活動の方針に基づいて具体的な各種取組を実施していることは高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を高めるよう、様々な情報発信ツールを活用しつつ、国民に対する情報公開・広報活動の一層の充実に努めるとともに、その評価や効果の把握・分析に努めることが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>・運用結果に関するメディアの書き方は数年前と様変わりしており、また、海</p>
--	---	--	--	---	--	---

	<p>(3) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。</p> <p>(4) ホームページについて、資料をより迅速に掲載するとともに、利用者アクセスの利便性を図る。また、英文情報発信の一層の拡大を図る。</p> <p>(5) 平成29年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新た</p>	<p>もに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実・強化のための取組を行ったか。</p> <p>(3) 各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。</p>	<p>また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募及び情報提供の受付については、平成29年度よりホームページに掲載している。</p> <p>(3) 業務方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から3度の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。</p> <p>(4) 公式ホームページを全面リニューアルし、CMS機能を導入したことにより迅速かつ柔軟な資料掲載等が可能となった。また、年金制度における積立金の役割や、長期分散投資の効果をイラスト等を使ってわかりやすく解説した。さらに、海外メディアや海外取引先の利便性向上のため、英語ホームページでも業務方針の翻訳版を掲載するなどコンテンツを拡充した。</p> <p>(5) 透明性の向上を図るため、平成30年度計画において、平成29年度の業務概況書は7月の第1金曜日、平成30年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日とすることとし、公表を行った。</p> <p>【公表日】</p> <table border="1" data-bbox="1077 1795 1813 1932"> <tr> <td>業務概況書 (平成29年度)</td> <td>第1四半期 (平成30年度)</td> <td>第2四半期 (平成30年度)</td> <td>第3四半期 (平成30年度)</td> </tr> <tr> <td>H30.7.6</td> <td>H30.8.3</td> <td>H30.11.2</td> <td>H31.2.1</td> </tr> </table>	業務概況書 (平成29年度)	第1四半期 (平成30年度)	第2四半期 (平成30年度)	第3四半期 (平成30年度)	H30.7.6	H30.8.3	H30.11.2	H31.2.1	<p>に関するツイートへの反応が大きく示される結果となり、第三者のツイッターで国民に誤解を与えかねない情報が拡散された場合には、事実に基づく公式ツイートで情報発信を実施した。その結果、Twitterによる情報発信の回数は302回(昨年度比プラス103回)となり、フォロワー数は24,940(昨年度末比プラス2,287)となった。これらにより、所期の目標を大きく上回る成果が得られていると考える。</p> <p>(3) 適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考え。</p>	<p>外のメディアの扱いの件数も増加しており、アウトカムとして評価できる。</p> <p>・3つのメッセージ、特にESGの意義については、外への発信に積極的に取り組んでいるので評価できる。有識者がメッセージを発することで国民の理解を高めることにつながるという方向で取り組んでいくべきである。</p>
業務概況書 (平成29年度)	第1四半期 (平成30年度)	第2四半期 (平成30年度)	第3四半期 (平成30年度)										
H30.7.6	H30.8.3	H30.11.2	H31.2.1										

		<p>な運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、平成30年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)にホームページ等により情報を公開する。</p> <p>具体的な公表日は、平成29年度の管理及び運用実績の状況は7月6日に、平成30年度の四半期の運用状況は8月3日、11月2日、2月1日とする。</p> <p>(6) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。</p> <p>(7) スチュワー</p>	<p>(4) 監査委員会及び監査法人の監査の結果等について、迅速な情報公開を行ったか。</p>	<p>(6) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。</p>	<p>(4) 適切に監査委員会及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(5) 平成30年度においては、以下の取組</p>	
--	--	---	---	---	---	--

		<p>ドシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p> <p>(8)運用受託機関等の選定等については、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理運</p>	<p>(5)運用受託機関等の選定等については、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保が図られているか。</p> <p>(6)経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表するよう所要の進められたか。</p> <p>(7)保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表したか。</p>	<p>(7)</p> <p>当法人のステュワードシップ活動について、「ステュワードシップ活動報告」を公表(平成31年2月28日)し、平成30年の当法人のステュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。</p> <p>当法人のステュワードシップ活動は、投資原則、ステュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するステュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることを改めてステュワードシップ活動報告において明示。</p> <p>個別の議決権行使結果公表機能についてはリンク先とともにステュワードシップ活動報告の中で公表。</p> <p>「ステュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載。</p> <p>(8)平成30年度においては、以下の取組について経営委員会に報告を実施した。</p> <p>ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告、</p> <p>イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告</p> <p>ウ 不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について報告</p> <p>開催された経営委員会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨をTwitterで情報発信した。</p> <p>また、運用委員会の議事録については、一定期間(7年)経過した第44回~第53回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。</p> <p>なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の進められたか。</p> <p>加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成30年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表した。</p>	<p>等について経営委員会に報告しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告、</p> <p>イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告、</p> <p>ウ 不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について報告しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(6)適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の進められており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(7)年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成30年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
--	--	---	--	---	--	--

		<p>用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>(9)運用におけるESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点からESGレポート(仮称)を作成する。</p>		<p>(9)環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取り組みを積極的に推進している。このようなESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年8月に第一回目の報告書となる「平成29年度 ESG 活動報告」を刊行した。同10月に同報告書の英語版を刊行し、平成31年1月には日本語版を増刷した。当法人では、ESGへの取り組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていく。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	基本ポートフォリオ等		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ														
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
基本ポートフォリオを検証した回数	適切な資産構成割合の管理	1回	1回	1回	1回	1回			予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
基本ポートフォリオの見直しを行った回数	適切な資産構成割合の管理	1回または0回 （見直しを行った年は業務量が増えるため高く評価）	0回	0回	0回	0回			決算額（千円）					
									経常費用（千円）	-	-	-	-	-
									経常利益（千円）	-	-	-	-	-
									行政サービス実施コスト（千円）	-	-	-	-	-
									従事人員数	-	-	-	-	-

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （1）モデルポートフォリオの策定	5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （1）モデルポートフォリオの策定 経営委員会は、モデ	5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項		5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	< 評価と根拠 > 評価：B 「基本ポートフォリオ等」は、長期的な観点から運用目標に沿ったモデルポートフォリオを定め、そのモデルポートフォリオに即した基本ポートフォリオを定めるとともに、定期的に検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、見直しの検討を行う	評価	B < 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 特になし。

<p>他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。</p> <p>経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たって、モデ</p>	<p>ルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。</p>		<p><評価の視点></p> <p>(1)経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。</p> <p>(2)モデルポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を行っているか。また、</p>		<p>こととされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、基本ポートフォリオの定期検証を行うこととされているのに対し、経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成30年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、4回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認しており、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1)モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2)(4)経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成30年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、4回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認しており、所期の目標を達成</p>	<p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見) 特になし。</p>
--	---	--	---	--	--	--

<p>ルポートフォリオを参酌して法人及び他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。</p> <p>(2)モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。</p> <p>(3)基本ポートフォリオの策定 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに</p>	<p>(2)モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更する。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。</p> <p>(3)基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び</p>	<p>定期的な検証の必要性について検討を行ったか。</p> <p>(3)経営委員会は、基本ポートフォリオを、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮したか。</p> <p>(4)基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、</p>		<p>していると考える。</p> <p>(3)基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
---	--	--	--	---	--

<p>即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</p> <p>(4)基本ポートフォリオの見直し</p>	<p>運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</p> <p>(4)基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債</p>	<p>(1)基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポ</p>	<p>策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。</p>	<p>(1)基本ポートフォリオ 平成26年10月31日に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認した上で、当該基本ポートフォリオを第3期中期計画における基本ポートフォリオとして継続することとし、中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許</p>		
---	---	---	---	---	--	--

<p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。</p>	<p>券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。</p> <p>なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産構成割合 国内債券 35% 国内株式 25% 外国債券 15% 外国株式 25% ・乖離許容幅 国内債券 ±10% 国内株式 ±9% 外国債券 ±4% 外国株式 ±8% <p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。</p> <p>また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な</p>	<p>ートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。</p> <p>なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。</p>	<p>容幅に基づき年金積立金の運用を行った。</p>		
---	--	--	----------------------------	--	--

	<p>見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p>	<p>・資産構成割合 国内債券 35% 国内株式 25% 外国債券 15% 外国株式 25%</p> <p>・乖離許容幅 国内債権 ± 10% 国内株式 ± 9% 外国債券 ± 4% 外国株式 ± 8%</p> <p>(注)運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。</p> <p>また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏ま</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>(5)基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を策定する。</p>	<p>え、機動的な運用ができる。ただし、その際の見直しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p> <p>(2)基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、経営委員会の審議を経て議決を行い、変更する。</p>		<p>(2)基本ポートフォリオの見直し 経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成30年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、4回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会における審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	管理及び運用に関し遵守すべき事項		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット (アウトカム) 情報					主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
スチュワードシップ活動に関する運用受託機関へのヒアリング社数	スチュワードシップ活動の把握	20社 (すべての国内株式運用受託機関)	20社 (すべての国内株式運用受託機関)	16社 (すべての国内株式運用受託機関)	34社 (すべての内外株式運用受託機関)	40社 (すべての内外株式運用受託機関)		<p>《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。</p>					
スチュワードシップ活動に関するアンケート回答数	スチュワードシップ活動の把握		260社 (対象40社、回答率65%)	272社 (対象40社、回答率68%)	619社 (対象20社、回答率30%)	604社 (対象21社、回答率28%)			-	-	-	-	-
アンケート回答企業へのエンゲージメントに関するヒアリング数	スチュワードシップ活動の把握		31社	16社	20社	21社			-	-	-	-	-
企業・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握			1回	2回	2回			-	-	-	-	-
グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握			1回	2回	2回			-	-	-	-	-
									-	-	-	-	-
									-	-	-	-	-

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
6. 年金積立金	6. 年金積立	6. 年金積立金		6. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	< 評定と根拠 >		評定	A

<p>の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p>	<p>金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>	<p>の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (1) 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>		<p>(1) 受託者責任の徹底 行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(平成30年9月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、前年度に引き続き1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関するeラーニング等を実施するなど役職員の意識の向上を図った。</p>	<p>評定：A 「管理及び運用に関し遵守すべき事項」は、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めることとされている。また、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間の活動への影響について配慮することとされているのに対し、適切に配慮を行った。企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこととされているのに対し、平成29年6月に策定したスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則において運用受託機関に対しての考え方、期待する事項を明示した。民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対して、両原則と管理運用法人の考えを説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求めた。 スチュワードシップ責任を果たすため、基本的な方針に沿った対応を行うこととされているのに対し、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施。「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催しているほか、TCFD や Climate Action100+などグローバルなイニシアティブへの参加も行き、スチュワードシップ活動の向上に努</p>	<p><評定に至った理由> 中期目標においては、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること等としている。 平成30年度における年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金については、市場に影響を与えずに利用可能な財投債ファンド及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金及び利金等を活用することにより対応するとともに、運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際には原則として現物移管により実施することにより、市場及び民間の活動への影響に対する配慮を行っている。 中期目標においては、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うことや、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととしている。 平成30年度は、平成29年度に策定した株式運用受託機関向けの「スチュワードシ</p>
--	---	--	--	---	--	---

<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。</p> <p>企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。</p> <p>また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。</p> <p>また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の</p>	<p>< 評価の視点 ></p> <p>(1) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底したか。</p> <p>(2) 市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを被ることがないよう努めるとともに、資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。</p> <p>(3) 民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。</p> <p>(4) 運用受託機関(自家運用</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>ア 平成30年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投資ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応した。</p> <p>イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。</p> <p>民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。</p> <p>民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。平成30年度は、国内株式アクティブ1ファンドにおいて一時的に5%を超過したが、直ちに解消した。</p> <p>民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別</p>	<p>めた。加えて、当法人のステュワードシップ活動について、「ステュワードシップ活動報告」を公表(平成31年2月28日)した。これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>(2) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>(3) 民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>(4) 運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成</p>	<p>「ステュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」において法人として原則という形で運用受託機関に対して考え方や期待する事項を明示した上で、運用受託機関との対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求め等々の取組を実施している。</p> <p>また、運用受託機関との双方向のコミュニケーションを重視したエンゲージメントを実施し、運用受託機関におけるステュワードシップ活動の取組や課題の把握に努める等の取組を行っている。</p> <p>これに加えて平成30年度の新たな取組として、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同やClimate Action100+への参加などグローバルなイニシアティブへの参加も行うことで、ステュワードシップ活動の向上に努めている。ステュワードシップ活動は受益者の中長期的な投資収益の拡大を目的としており、長期的な観点から運用を行う年金積立金運用において、年金財政上必要な収益を長期的に確保し、年金積立金運用の目的である被保険者の利益の向上につながる取組として高く評価できる。なお、法人が実施した機関投資家のステュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向</p>
--	---	---	---	---	---	--

<p>株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則日本版スチュワードシップ・コード（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。</p> <p>企業経営等に</p>	<p>点について配慮する。</p> <p>運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利</p>	<p>点について配慮する。</p> <p>同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。</p> <p>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使</p>	<p>を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。</p> <p>（5）運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すことを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p>	<p>銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。</p> <p>ア 平成29年6月に株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を制定し、管理運用法人として原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示。</p> <p>イ 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対して、運用受託機関等説明会等で、アで示した両原則と管理運用法人の考えを直接説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。</p> <p>ウ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延12ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。</p> <p>エ 平成30年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ58ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。平成30年度における行使状況は次のとおりである。</p> <p>（国内株式）</p> <p>a 運用受託機関の対応状況</p> <p>株主議決権を行使した運用受託機関数： 33ファンド</p> <p>株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド</p>	<p>していると考える。</p> <p>（5）株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に対応しており、所期の目標を達成していると考え</p>	<p>けアンケート結果によれば、約8割の企業が法人のスチュワードシップ活動を評価しており、前年度比で評価が上昇している。また、同アンケート結果によれば、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同については、回答企業のうち約6割の企業が評価し、Climate Action100+への参加については、回答企業のうち45%の企業が評価している。</p> <p>投資先企業の長期的な企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、被保険者のために長期的な投資リターンの向上を目指すことは重要である。平成30年度に法人が行った以上の取組については、他の同種の機関に先駆けた取組も含まれており、所期の目標を上回って達成していることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>受託者責任の徹底や、市場及び民間の活動への影響に対する配慮など、年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項について、引き続き適切な対応を行うことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>（外部有識者の意見）特になし。</p>
--	---	--	--	--	---	---

与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求め、その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る

状況の年2回の報告を求め、ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組状況については、平成29年6月1日制定の「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。

b 行使内容

国内株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成30年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	169,708 (89.6%)	149 (9.6%)	-
反対	19,620 (10.4%)	1,397 (90.4%)	-
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-
棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-
合計	189,328 (100.0%)	1,546 (100.0%)	190,874

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考：平成29年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成29年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	165,471 (91.7%)	254 (11.0%)	-
反対	15,023 (8.3%)	2,056 (89.0%)	-
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-
棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-
合計	180,494 (100.0%)	2,310 (100.0%)	182,804

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：25ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド

責任をいう。)を果たす上で
の基本的な方針に沿った対応を行う。

b 行使内容

外国株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成30年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	208,097 (89.7%)	4,020 (54.6%)	-
反対	23,068 (9.9%)	3,249 (44.2%)	-
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-
棄権	857 (0.4%)	89 (1.2%)	-
合計	232,022 (100.0%)	7,358 (100.0%)	239,380

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考：平成29年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成29年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	192,525 (90.9%)	4,438 (52.4%)	-
反対	19,017 (9.0%)	3,973 (46.9%)	-
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-
棄権	190 (0.1%)	62 (0.7%)	-
合計	211,732 (100.0%)	8,473 (100.0%)	220,205

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

オ 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。

- ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
- ・行使体制

		<p>「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成29年5月29日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、平成29年8月1日改定の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。</p> <p>また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した</p>	<p>(6)日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行ったか。</p>	<p>・行使状況 平成30年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。</p> <p>カ 運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」モデルからスチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも年に1回の総合評価ミーティングとは別にスチュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じてミーティングやアンケートを都度実施し、年間を通じて活動を評価する体制に変更。この評価結果は平成30年度の総合評価に反映させることとしている。</p> <p>ア 「スチュワードシップ活動報告」を公表(平成31年2月28日)。 a 平成30年の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 b 管理運用法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める(comply or explain)ことを改めてスチュワードシップ活動報告において明示。 c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。</p> <p>イ 国内株式パッシブ運用において、スチュワードシップを重視したビジネスモデルの運用受託機関を初めて採用。採用にあたっては、適切なKPIの設定、エンゲージメント体制・手法を評価し、今後、KPIの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていく。</p> <p>ウ 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。</p> <p>・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態</p>	<p>(6)投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施。「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催しているほか、TCFDやClimate Action100+などグローバルなイニシアティブへの参加も行き、スチュワードシップ活動の向上に努めた。</p> <p>オルタナティブ資産の運用においてESGの取組み状況の把握のため、不動産分野、インフラストラクチャー分野それぞれにおいて運用受託機関との運用ガイドライン/LP契約等にてESGに関する報告を義務付け、インフラストラクチャー分野においては、運用受託機関(ゲートキーパーおよびファンド・オブ・ファンズ)自身の責任投資原則(PRI)への取組み体制、投資先である個別ファンドのPRIへの署名を含むESG活動へのエンゲージメントの状況について確認を実施した。国内不動産分野においては、会計年度末に年次のESGレポートを受領し、ESG課題の把握、および当該</p>	
--	--	--	---	---	--	--

		<p>評価方法や手数料体系を検討する。</p> <p>さらに、アセットオーナーである管理運用法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場として企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国株式運用受託機関のステュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。</p>		<p>把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の企業から「アセットオーナーである G P I F と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、運用受託機関とのエンゲージメントで活用 ・被保険者のために一層のステュワードシップ責任を果たすため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人における E S G の取組み方のあるべき方向性の議論に活用 ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、G P I F の運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表 ・平成30年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、改訂版コードに基づき、コーポレート・ガバナンス報告書の記述が従前と比べ充実したことから、G P I F の運用受託機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」を公表 ・T C F D (気候関連財務情報開示タスクフォース)に平成30年12月に賛同(管理運用法人自身の開示の検討、情報収集に加え、運用受託機関がどのように機構関連の情報を開示を進めていくのかT C F D のベストプラクティスの共有も受けながら確認していく) ・Climate Action100+(グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある企業と共同エンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ)に平成30年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントへの参加を求められない。気候変動に関するエンゲージメントや共同エンゲージメントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のステュワードシップ活動の評価に活用する) ・その他、海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の30% Clubおよび米国のThirty Percent Coalitionにオブザーバーとして加盟しているほか、外務省の持続可能な開 	<p>年度における具体的な活動状況、翌年度以降の方針等について報告を受けると共にディスカッションを実施した。</p> <p>上記のとおり、所定の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>発目標 (SDGs) 推進円卓会議に高橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協会 (PRI Association) の理事を務めるなど国連が提唱する責任投資原則 (PRI) や国内外関係団体・機関との連携強化</p> <p>エ 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。</p> <p>オ 平成30年10月～12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会の強化がなされ、年に1回の議決権行使への対応だけでなく通年でのスチュワードシップ活動への本格的な取組、組織だった活動に深化するための取組が見られる。 ・管理運用法人のスチュワードシップ活動原則への理解が不十分な外資系運用受託機関があった。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られた。 ・ESG課題への取組については内外株式運用受託機関全社が行っていると回答。過去と比べてE(環境)やS(社会)に対する取組も進んでいる機関もある。国内株式アクティブ運用においては、G(ガバナンス)に関する積極的なエンゲージメントに加えて、EやSに対する取組も進みつつある。 ・議決権行使においては、第三者委員会からの諮問により、議決権行使方針の厳格化を行った機関があったほか、議決権行使方針を集中総会后すぐに見直すなど企業とのエンゲージメントに備える機関が増えている。 ・個別の議決権行使結果の公表において、反対理由の記載や利益相反が起こりうる先についてフラグを立てるなどの工夫を行った機関もあった。 <p>カ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>(3) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。</p> <p>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。</p>	<p>(3) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に</p>	<p>(3) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に</p>	<p>(7) 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。</p> <p>(8) 市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足</p>	<p>責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のステュワードシップ責任を果たすための方針の他、ステュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取り組み状況に関する定期的に報告を受けている。また、年次でESGレポートの、提出を義務付け。 ・上記活動を通じて法人内に蓄積された知見や、投資原則(PRI)が公表したESG活動に関する質問票等に基づき、外部コンサルとも協議しながら運用受託機関のステュワードシップ評価基準を実効性が高い内容に見直しを実施。 ・「平成30年度ESG活動報告」にて、オルタナティブ資産の運用会社評価におけるESG要素の考慮に関して報告予定。 <p>(3) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>平成30年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行ったことから、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。</p> <p>運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。</p> <p>短期借入については、平成30年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できてい</p>	<p>(7) 年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期償還金・利金などでキャッシュアウトに対応できており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(8) 市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行っており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>と。また、短期借入も活用できるようにすること。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。</p>	<p>に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p>	<p>に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p>	<p>なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。</p> <p>(9) 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めたか。</p>	<p>るか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携 第3回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得た。 また、基本ポートフォリオについて、国家公務員共済組合連合会と検証手法の共有を図った。</p>	<p>(9) 第3回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得た。 また、基本ポートフォリオについて、国家公務員共済組合連合会と検証手法の共有を図っており、所期の目標を達成していると考えます。さらに、企業・アセットオーナーフォーラムの開催にあたっては、アセットオーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興共済事業団と連携を図っており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
---	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	管理及び運用能力の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ												
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
高度で専門的な人材数	管理及び運用能力の向上		7人	14人 （うち28年度は7人採用）	19人 （うち29年度は5人採用）	24人 （うち30年度は5人採用）		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
							予算額（千円）					
							決算額（千円）					
							経常費用（千円）					
							経常利益（千円）	-	-	-	-	-
							行政サービス実施コスト（千円）	-	-	-	-	-
							従事人員数	-	-	-	-	-

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
8. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務	7. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務	7. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにする	7. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 平成30年度は、平成29年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確にした。 ア 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ	< 評価と根拠 > 評価：B 「管理及び運用能力の向上」は、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこととされている。また、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討し、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシ	評価 B < 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 高度で専門的な人材の確保に努めるとともに、運用対象の多様化に伴うリスク管理		

<p>等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図ること。</p> <p>また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。</p> <p>さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなど国民に分かりやすく説明するこ</p>	<p>等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行う。</p> <p>また、高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。</p> <p>さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、管理運用法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなど国民に分かりや</p>	<p>とともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入に当たっては、運用能力を發揮できるよう環境整備を行う。</p>	<p><評価の視点> (1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門</p>	<p>や国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材</p> <p>イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材やこれらを進めていくに当たって必要となる法務の専門的知識を有する人材</p> <p>なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した法人の審査により専門的な人材5名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、16名の正規職員を採用した（平成29年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて23名採用、平成30年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて21名採用）。</p> <p>また、専門的な人材等の受け入れに当たって、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度（1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度）については、導入以来延べ11人が利用しており、育児・介護中の職員の柔軟な就労に寄与している。</p> <table border="1" data-bbox="1032 1213 1650 1444"> <thead> <tr> <th>採用内訳（専門的な人材）</th> <th>採用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資戦略担当職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>オルタナティブ運用担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>委託資産管理・運用担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>法務担当職員</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	採用内訳（専門的な人材）	採用人数	投資戦略担当職員	2名	オルタナティブ運用担当職員	1名	委託資産管理・運用担当職員	1名	法務担当職員	1名	<p>テムの導入などを行うこととされているのに対し、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を5名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、16名の正規職員を採用した（平成29年度は専門的な人材と正規職員を合わせて23名採用、平成30年度は専門的な人材と正規職員を合わせて21名採用）。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度を安定的に運用しており、高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っている。</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討することとされているのに対し、本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理ツールを積極的に活用する取組みとして、平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。オルタナティブ投資については、投資一任（ファンド・オブ・ファンズ形式）でのインフラ及び不動産への投資が本格化したことに伴い、ミドル機能を充実し牽制体制を多重化するなどリスク管理体制を強化した。</p> <p>さらに、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされているのに対し、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するなど、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。</p> <p>そのほか、運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討するに際し、必要なリスク管理体制を海外公的年金にヒアリングした上で整理する等、リスク管理の高度化を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。</p> <p>(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を5名</p>	<p>を強化することにより、法人における管理及び運用能力の向上に引き続き努めることが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし。</p>
採用内訳（専門的な人材）	採用人数															
投資戦略担当職員	2名															
オルタナティブ運用担当職員	1名															
委託資産管理・運用担当職員	1名															
法務担当職員	1名															

<p>と。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進すること。 上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。</p>	<p>すい説明を行う。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進する。</p>	<p>高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。</p> <p>職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。</p> <p>高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民</p>	<p>的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行ったか。</p> <p>(2) 高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。</p> <p>(3) 高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図ったか。</p> <p>(4) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業</p>	<p>平成27年度の実績評価から導入した目標に対する成果を評価する制度(目標管理型人事評価)については、制度を適切に運用するため、評価ポイントの目線合わせやフィードバック面談時のコミュニケーションにおける留意点等のノウハウを管理者に習得させるための研修を実施した。</p> <p>なお、平成30年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。</p> <p>採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。</p> <p>「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。</p>	<p>採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、16名の正規職員を採用した(平成29年度は専門的な人材と正規職員を合わせて23名採用、平成30年度は専門的な人材と正規職員を合わせて21名採用)。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度を安定的に運用しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(2) 平成27年度に導入した目標管理型人事評価については、導入以来2年が経過したところであり、制度のより安定的な運用を図るべく評価者研修を実施した。また、高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(3) 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(4) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	---	---	--	--	--

<p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。</p> <p>また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調</p>	<p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。</p> <p>また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなり</p>	<p>に分かりやすい説明を行う。</p> <p>専門人材の強化等については、経営委員会の適切な監督の下、推進する。</p> <p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、複線的なリスク管理を進める。</p> <p>併せて、オルタナティブ投資において、LPSを活用した運用に取り組むことに伴い、必要なリスク管理体制を検討・構築する。</p> <p>運用にかかる損失の危険の管理を目的とし</p>	<p>等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。</p> <p>(5) 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進したか。</p> <p>(6) オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行ったか。</p> <p>(7) リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク</p>	<p>平成30年度の職員採用については、平成29年度の経営委員会において議決された定員(職員147名)の範囲内において適切に進めた。</p> <p>なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。</p> <p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>基本ポートフォリオの乖離許容幅内にアラームポイントを設定した乖離許容幅管理を引き続き行った。また、リスク管理ツールを用いて、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測したほか、バリュアットリスクを基本ポートフォリオと対比する形で詳細に分析するなど、複線的なリスク管理を一層進めた。</p> <p>併せて、オルタナティブ投資において、投資一任(ファンド・オブ・ファンズ形式)でのインフラ及び不動産への投資が本格化したことに伴い、ミドル機能を充実し牽制体制を多重化するなどリスク管理体制を強化した。具体的には、リスクをより適切に管理する目的で、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの見直しを実施した。実施の際には、国内外機関投資家におけるオルタナティブ資産に関するリスク管理状況の調査結果も参考とした。オルタナティブ投資室の人員拡充に伴い、運用受託機関の選定、投資開始後のモニタリングの各段階における、運用リスク管理室・オルタナティブ投資室フロント・同室フロントミドル相互の牽制体制を見直し強化した。LPSを通じたオルタナティブ投資については、平成29年の政令改正に伴い制度上は投資可能となったものの、FoF/ゲートキーパー経由の投資形態と異なるリスク管理が求められるが、そのための体制・リソースの整備は準備中</p>	<p>(5) 経営委員会で議決された定員の枠内で適切に職員採用を進めており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(6) 本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理ツールを積極的に活用する取組みとして、平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。具体的には、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、株価や為替の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、経営委員会や運用リスク管理委員会に報告している。また、上記に加え、センチシティビティ分析を行い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的なリスク管理を推進している。オルタナティブ投資については、投資一任(ファンド・オブ・ファンズ形式)でのインフラ及び不動産への投資が本格化したことに伴い、ミドル機能を充実し牽制体制を多重化するなどリスク管理体制を強化した。なお、リスク管理ツールについて、新たなツールの開発や導入は費用対効果も勘案した上で必要ないと判断している。上記のことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果が得られたと考えます。</p> <p>(7) フォワード・ルッキングなリスク分析としては、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するなど、フォワード</p>	
---	---	--	---	--	--	--

<p>査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。</p>	<p>スク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。</p>	<p>て、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討・構築する。また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金の実施事例等を踏まえ、ストレステスト等を充実する。</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けた調査・検討を行う。</p> <p>上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。</p>	<p>分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ったか。</p>	<p>であり、L P S 投資に係るリスク管理体制の構築に努める。</p> <p>運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討するに際し、必要なリスク管理体制を海外公的年金にヒアリングした上で整理した。</p> <p>また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金と議論し、コンサルタントを採用して地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステスト等をより充実した。</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けて海外公的年金へヒアリングを行った上で、公募を実施した。</p> <p>上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図った。</p>	<p>ルッキングなリスク分析を充実させた。</p> <p>以上により、リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
------------------------------	--	---	--	--	---	--

4 . その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8	調査研究業務		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ														
主要なアウトプット (アウトカム) 情報							主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
GPIF Finance Awards 応募者数	調査研究の高度化			21名	23名	26名			予算額 (千円)	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
GPIF Finance Awards 受賞者講演会参加者数	調査研究の高度化			167名		169名		決算額 (千円)						
									経常費用 (千円)	-	-	-	-	-
									経常利益 (千円)	-	-	-	-	-
									行政サービス実施コスト (千円)	-	-	-	-	-
									従事人員数	-	-	-	-	-

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評価	
9. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられている	8. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務	8. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学		8. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 管理運用手法の高度化を進めるため (1) 「運用受託機関の役職員の報酬体系 (インセンティブ構造) についての調査業務」 (2) 「ESG に関する情報開示についての調査研究業務」 (3) 「人工知能 (AI) によるファンド行動学習についての委託研究業務」 (4) 「世代重複 (OLG) モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」及び (5) 「債券投資と ESG に関する共同研究」を行った。	< 評価と根拠 > 評価: B 「調査研究」は、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノ		評価	B	< 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 高度で専門的な人材を

<p>が、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。</p> <p>現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。</p>	<p>として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した管理運用法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。</p> <p>また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた管理運用法人の職員が担うことを検討する。</p>	<p>やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。</p>	<p><評価の視点> (1) 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図ったか。</p>	<p>(1)「運用受託機関の役職員の報酬体系(インセンティブ構造)についての調査業務」 運用受託機関との利害の一致を重視している管理運用法人として、報酬体系は運用機関の投資哲学や企業文化等の根本的な考え方を反映していると考えており、利害の一致の確認手段として運用受託機関の役職員の報酬体系について調査を行った。具体的には、運用受託機関の役職員の報酬体系が当法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかという観点から調査を実施した。</p> <p>(2)「ESGに関する情報開示についての調査研究業務」 当法人では、現在、ESG指数や環境指数に基づく株式パッシブ運用やESG活動報告の作成など、ESGに関する取組を積極的に進めている。それらの取組において、企業や運用会社におけるESGに関する情報開示は全ての土台となるものだが、足元では情報開示に積極的な企業と対応が進んでいない企業との二極化が進んでいる。その背景には、ESGに関する情報開示基準等が乱立している状況において、各開示基準の共通点や違い、定義などが明確でないことにより、経営リソースに限られる中、対応を躊躇している企業も多いと思われる。当調査研究では、金融安定理事会(FSB)気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)や、米国サステナビリティ会計基準審議会(SASB)等のESGに関する情報開示の現状を調査するとともに、企業価値向上に資するESG情報開示の在り方や公的年金基金や運用機関によるESG情報開示の在り方についても調査を実施した。</p> <p>(3)「人工知能(AI)によるファンド行動学習についての委託研究業務」 平成29年度に実施した「人工知能(AI)が運用に与える影響について」の委託研究において、当法人が委託している国内株式アクティブ運用会社の取引データを用い、機械学習によって分析することで、投資スタイルの類型化やスタイルドリフトの発見等が可能であることが示された。平成30年度より開始した当該委託研究では、国内株式において銘柄ユニバースの拡大や計測期間の延長を行い、より精緻な検証を行うとともに、外国株式においても同様の成果が確認できるか等について、引き続き研究を実施した。</p>	<p>ノウハウを蓄積することとされているのに対し、(1)「運用受託機関の役職員の報酬体系(インセンティブ構造)についての調査業務」、(2)「ESGに関する情報開示についての調査研究業務」、(3)「人工知能(AI)によるファンド行動学習についての委託研究業務」、(4)「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」及び(5)「債券投資とESGに関する共同研究」を実施し、実施にあたって、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、マネジャー選定及び管理への活用、年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証・評価した。</p> <p>さらに、年金運用等に関して優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その活動を振興するため、平成28年度にGPIF Finance Awardsを創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、平成30年度においては、第2回GPIF Finance Awards受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府副大臣(金融担当)等に来賓としてご出席いただいた。また、第3回の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は26名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができ、所期の目標を達成していると考えことから、Bと評価する。</p> <p>【評価の視点】 (1) 調査研究業務については、企画部調査数理課の体制強化(平成30年7月に企画部より独立させ、調査数理室とした上で、専任の室長を充て業務を実施する体制とした)に取り組み、また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究にかかるPDCAサイクルの実施をスタートしたことから、所期の目標を達成していると考え。</p>	<p>含めた法人内の職員が調査研究業務を担える体制の整備に引き続き取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし。</p>
--	--	--	---	--	---	---

		<p>年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社</p>	<p>(2) 大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。</p>	<p>(4) 「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」 公的年金積立金の収益目標は、名目賃金上昇率対比で示されており、運用資産の収益性を適切に評価するにあたって、名目賃金上昇率を含むマクロ経済予測モデルを高度化することが重要である。昨年に引き続き、世代重複(OLG)モデルを用いて、人口構成の変化、特に家計部門での勤労世代と引退世代の共存、これらの世代交代等の変化を取り込むことにより、マクロ経済予測の枠組み・手法の拡充を行うとともに、各種パラメータシナリオの変動が与えるマクロ経済への影響を定量的に検証した。</p> <p>(5) 「債券投資とESGに関する共同研究」 管理運用法人は、平成27年9月に責任投資原則(PRI)に署名し、平成29年7月に国内株式におけるESG指数を選定した。投資におけるESGについては、株式では研究や実践が進んでいるが、債券では研究や実践が緒についたばかり。このため、管理運用法人と世界銀行グループは、持続的な投資の促進に向けた提携の最初の取り組みとして、債券投資におけるESGについて、ベンチマーク、ガイドライン、格付手法、公表の枠組み、報告のひな形、リスク分析など、実務的課題に関して共同で研究を実施した。</p> <p>なお、実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、マネジャー選定及び管理への活用、年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。</p> <p>また、来年度以降の研究テーマについて、法人内でテーマを募集した。</p> <p>さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度にGPIF Finance Awards</p>	<p>(2) 管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施しており、実施に当たっては、担当部署の職員と委託先との間で意見交換等を行うことにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図っている。</p> <p>さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度にGPIF Finance Awardsを創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、平成30年度においては、第2回GPIF Finance Awards受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府副大臣(金融担当)等に来賓としてご出席いただいた。また、第3回の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は26名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができ、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
--	--	---	---	--	--	--

会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施する。

内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者を活用し、適切なリバラ

を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、平成30年度においては、第2回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府副大臣（金融担当）等に来賓としてご出席いただいた。また、第3回の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は26名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。

（第2回 GPIF Finance Awards 受賞者）

氏名	役職
野澤 良雄	シニアエコノミスト、連邦準備制度理事会 (現・香港科技大学ビジネススクール Assistant Professor)

（選考委員）

氏名	役職（選考時）
ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授
植田 和男	共立女子大学国際学部教授 東京大学金融教育研究センター センター長 (元運用委員会委員長)
翁 百合	(株)日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)
米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)

運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

ンス及びキャッシュアウトのため、市場及び地政学的リスク等に関する情報収集・分析を行う。

世界銀行と共同で、持続的な投資の促進に向け、債券投資における ESG について、ベンチマーク、ガイドライン、格付手法、リスク分析など実務的な課題に関して引き続き研究を行う。

年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。

平成30年4月の世界銀行グループ・国際通貨基金の春季会合において、債券投資における ESG の考慮に関する共同研究報告書を発表し、同年11月に日本語の翻訳版を発表。

調査研究業務はこれまで企画部調査数理課が担っていたものの、実際には、各担当部署が個別に進捗管理を行っており、司令塔機能を十分に果たすことができていなかったため、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の PDCA サイクルを適切に回すための司令塔機能を果たす担当部署が必要であることから、平成30年7月に調査数理課を独立した「室」に昇格させ調査数理室とした上で、専任の室長（部長級）を充て業務を実施する体制とした。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。

研究 テーマ	ESG に関する情報開示についての調査研究
	運用受託機関の役職員の報酬体系(インセンティブ構造)についての調査
	人工知能(AI)によるファンド行動学習についての調査研究(平成29年度より継続)
	債券投資と ESG に関する共同研究
	世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済

予測についての共同研究（平成 28 年度より継続）

情報収集・意見交換等

国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。

内容	回数	参加延べ人数
専門調査機関等主催会議	125	208

また、オルタナティブ投資室では、平成 29 年度に行った公募を通じて、不動産マーケット・レポート業務を行う専門調査機関 3 社と契約しており、平成 30 年 4 月に当法人内で役職員向けに、上述の業務委託先である三井住友トラスト基礎研究所による国内不動産マーケット動向に関する勉強会を、同 5 月に同じく当法人内で役職員向けに業務委託先である Property Market Analysis による海外不動産マーケット動向に関する勉強会を開催した。インフラ分野においても採用済みの運用受託機関による、投資家動向、ESG、再生可能エネルギー分野、水道事業民営化等のテーマでの勉強会を開催し専門知識の共有に努めた。

(2) 調査研究業務に関する情報管理

当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。

また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。

(3) 委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考えます。

課題と対応
特になし

専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。

(2) 調査研究業務に関する情報管理

具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の

(2) 調査研究業務に関する情報管理

具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、管理運用法人が自ら共同

(2) 調査研究業務に関する情報管理

共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告

(3) 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏洩対策を徹底したか。

<p>遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。</p>	<p>研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底する。</p>	<p>する。 また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p>									
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 基本ポートフォリオの策定や調査研究の業務については、企画部長の管轄下にある調査数理課が担っていたところであるが、基本ポートフォリオの策定手法に係る高度化や運用対象資産の多様化等を踏まえると、 他国の年金基金等の状況について継続的に情報収集や調査研究等を行うこと等により基本ポートフォリオの策定・管理に関する専門的知見を集積していく必要があること、 基本ポートフォリオは経営委員会の議決事項であり、経営委員会との密接な連携が必要となること、 調査研究に係る研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の PDCA サイクルを適切に回すため司令塔機能を果たす担当部室が必要であること、 から、平成30年7月に調査数理課を独立した「室」に昇格させ調査数理室とした上で、専任の室長（部長級）を充て業務を実施する体制とした。	< 評価と根拠 > 評価：B 「効率的な業務運営体制の確立」は、業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、経費節減の意識及び能力・実績を反映した実績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、企画部調査数理課の体制強化（企画部より独立させ、調査数理室とした上で、専任の室	評価 B < 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 今後の課題 > 業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど、効率的な業務運営体制の確立に引き続き取り組むことが望まれる。 < その他事項 > (外部有識者の意見) 特になし。	

<p>績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>(2)人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。</p>	<p><評価の視点> (1)中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。</p> <p>(2)能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。</p>	<p>(2)職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。</p> <p>平成30年度において、正規職員の実績評価については平成29年度下期実績評価(平成29年10月~平成30年3月)を平成30年4~5月に実施し、その結果を平成30年6月期の賞与に、平成30年度上期実績評価(平成30年4月~9月)を平成30年10月~11月に実施し、平成30年12月期の賞与に反映させた。</p> <p>正規職員の能力評価(平成30年1月~12月)については、平成31年1月に実施し、平成31年3月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を平成31年4月の昇給等へ反映させた。</p> <p>運用専門職員の実績・能力評価(平成29年4月~平成30年3月)については、平成30年4~5月に実施し、平成30年6月期の賞与に反映させるとともに、平成30年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。</p> <p>その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を新たに評価項目とする人事評価を</p>	<p>長を充て業務を実施する体制とした)に取り組み、組織編成を継続的に見直しており、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をした。業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図っており、これらを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1)企画部調査数理課の体制強化(企画部より独立させ、調査数理室とした上で、専任の室長を充て業務を実施する体制とした)に取り組み、組織編成を継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2)能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
---	--	---	---	--	---	--

<p>4 . 業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。</p>	<p>4 . 業務の電子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。</p>	<p>4 . 業務の電子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図る。特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進する。</p>	<p>(3) 業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを發揮したか。</p> <p>(4) 高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだか。</p>	<p>実施した。</p> <p>(3) 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。 投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。 業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をG P D Rの共有ファイルに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、どのレベルの職務の者であっても(課員、室員であっても) 主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。 また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目(積極性) において、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程(内部規程) に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。</p> <p>4 . 業務の電子化の取組</p> <p>(1) 法人全体の業務運営の効率化及び安定化を図るため、システム更改の機会を捉え、インターネットを利用した通信環境と、データベースアクセス環境及び機密情報を格納するファイルサーバを有する環境を一体的に運用する、統合ネットワーク環境を構築することとし、一般競争による調達を実施した。 また、紙文書と電子文書の統合管理に向け、平成 30 年 12 月に外部調達した専門業者と共に、法人文書管理のシステム化に向けた要件定義及び基本設計等具体的な手続きを進めている。</p> <p>(2) 資産管理の在り方プロジェクトによる法人の将来的なデータ管理体系の整備方針に基づく「会計・開示用データ基盤及び統合データプラットフォーム(汎用 DWH)」の導入にむけた調達支援業者を調達した。</p>	<p>(3) 各職員がレベルを問わず担当になること等で業務改善等のイニシアティブを發揮しており、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>(4) 管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図っており、特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進していることから、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
--	---	---	--	--	---	--

4 . その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計額(千円) (ア)	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	6,007,898		
中期計画による節減額(千円)(イ)			29,789	41,843	56,393	60,206		
達成度			100%	100%	100%	100%		
(参考)執行額(千円)			2,039,252	3,094,978	3,315,123	3,565,627		

注) 達成度は、各年度の中期計画による節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
2 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、平成27年10月から始	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計につい	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、被用者年金制度の一	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、被用者年金制度の一	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、被用者年金制度の一 (単位: 百万円)		< 評価と根拠 > 評価: B 「業務運営の効率化に伴う経費節減」は、一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うこととされている。また、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組	評価 B < 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 今後の課題 > 引き続き、業務運営の効率化に伴う経費節減に取り組み、人件費も踏まえつつ必要な人員体制の確保を図るとともに、契約の適正化に努めることが望まれる。 < その他事項 > (外部有識者の意見) 特になし。	
				26年度 基準年度	27年度	28年度	29年度	30年度
			節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	2,223	3,123	4,208	4,493	6,008

る被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を図ること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家

て、平成27年10月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に

つつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき平成30年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成29年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運

< 定量的指標 >
 一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度比1.34%以上の効率化を行ったか。

< 評価の視点 >
 (1) 中期目標期間中、一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高

中期計画による節減額	-	30	42	56	60
執行額	-	2,039	3,095	3,315	3,566

(注1) 平成30年度の節減対象経費(一般管理費及び業務経費)は、中期計画による節減額(前年度の基準額に対し1.34%の効率化を行うことにより見込まれる額)を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1.34%の効率化を行う。

(注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

を着実に実施することとされている。毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化という目標は、中期目標において設定されたものである。

以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、平成30年度の予算額は、前年度比1.34%の節減を行っており、契約の適正化についても適切に取り組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。

【定量的指標】
 (1) 平成30年度の予算額は、平成29年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.34%の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考えられる。

【評価の視点】
 (1) 平成30年度の予算額は、平成29年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.34%の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考え

<p>公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第3の8の(1)により対応すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。</p>	<p>基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応する。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、引き続き低減に努めつつ、運用受託機関の選定等を行う際には、運用実績や付加価値(スチュワードシップ活動を含む。)に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう低減に努める。</p>	<p>用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応する。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、引き続き低減に努めつつ、運用受託機関の選定等を行う際には、運用実績や付加価値(スチュワードシップ活動を含む。)に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう低減に努める。</p>	<p>度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行ったか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を行ったか。</p> <p>(2)人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応したか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保したか。</p> <p>(3)給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特</p>	<p>(2)人件費については、国家公務員の給与改定等に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、平成30年12月に役職員の給与の改正を行った。また、高度で専門的な人材5名の採用のほか、正規職員16名の採用等により、人員体制を確保した。</p> <p>(3)对国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は、平成30年度で119.2と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。</p>	<p>る。</p> <p>(2)人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材5名の採用のほか、正規職員16名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(3)对国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

		<p>性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。</p> <p>(4) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。</p> <p>(5) 管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。</p>	<p>(4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。</p> <p>(5) 管理運用委託手数料については、運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関が多かったことから、全体で193億円の減額となった。</p> <p>オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。</p> <p>また、新規の運用受託機関の選定に当たり、報酬水準の妥当性を検証するための仕組みを導入し、契約の適正化のための仕組みを構築した。</p> <p>国内株式パッシブにおいて、スチュワードシップ活動を勘案した運用手数料を導入した(2ファンド)。</p>	<p>(4) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(5) 適切に管理運用委託手数料の低減に取り組んでいる。新規の運用受託機関の選定に当たり、報酬水準の妥当性を検証するための仕組みを導入し、契約の適正化のための仕組みを構築した。また、オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントを実現するための、成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入したことから、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
		3. 契約の適正	3. 契約の適正化		

3 契約の適正化
公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

3 契約の適正化
公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

化
公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

(6) 法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施したか。
(以下は調達等合理化計画における評価指標)
・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。
・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。
・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。
・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。
・運用受託機関等との契約案件については、その特

(1) 調達の実施状況
公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等(一般競争入札(最低価格落札方式及び総合評価落札方式)、企画競争及び公募)による調達を実施した。

【契約の実績】

(単位：件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増 減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(4.5%) 7	(0.1%) 0.3	(4.3%) 6	(0.2%) 0.3	(14.3%) 1	(14.4%) 0.0
企画競争・公募	(43.6%) 68	(2.4%) 8.4	(34.1%) 47	(7.9%) 16.0	(30.9%) 21	(89.6%) 7.5
競争性のある契約(小計)	(48.1%) 75	(2.5%) 8.7	(38.4%) 53	(8.1%) 16.3	(29.3%) 22	(87.1%) 7.6
競争性のない随意契約	(51.9%) 81	(97.5%) 335.4	(61.6%) 85	(91.9%) 185.0	(4.9%) 4	(44.8%) 150.4
合計	(100.0%) 156	(100.0%) 344.1	(100.0%) 138	(100.0%) 201.3	(11.5%) 18	(41.5%) 142.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増 減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

【一者応札・応募状況】

(単位：件、億円)

		平成 29 年度		平成 30 年度		比較増 減
		件数	金額	件数	金額	
2者以上	件数	72	96.0%	51	96.2%	(29.2%) 21
	金額	8.4	96.4%	15.9	97.6%	(89.4%) 7.5
1者以下	件数	3	4.0%	2	3.8%	(33.3%) 1
	金額	0.3	3.6%	0.4	2.4%	(23.8%) 0.1
合計	件数	75	100.0%	53	100.0%	(29.3%) 22
	金額	8.7	100.0%	16.3	100.0%	(87.1%) 7.6

(6) 調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考え。

- ・「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書が適正であるかの確認、概算所要額(見積)の根拠等の精査等を行っており、所期の計画を達成していると考え。
- ・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議を行っており、所期の計画を達成していると考え。
- ・環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めており、ほとんどの商品で目標を達成していることから、所期の計画を達成していると考え。
- ・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認していることから、所期の計画を達成していると考え。
- ・運用受託機関等の契約に係る案件については、経

性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。
・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施したか。

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。
(注3) 比較増減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野
調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。

競争契約による調達

平成30年度においては、「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額(見積)の根拠等の精査等を行った。
(再掲)

(単位: 件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争・企画競争等	75	8.7	53	16.3	(29.3%)	(87.1%)
					22	7.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 比較増減の()書きは、平成30年度の対平成29年度伸率である。

随意契約による調達

随意契約の締結については、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるをえない理由を公表しており、透明性の確保につとめた。
(再掲)

(単位: 件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
随意契約	81	335.4	85	185.0	(4.9%)	(44.8%)
					4	150.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 比較増減の()書きは、平成30年度の対平成29年度伸率である。

環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。

営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議していることから、所期の計画を達成していると考えられる。

・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を平成30年9月に実施し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めていることから、所期の計画を達成していると考えられる。

課題と対応
特になし

					<p>特に、コピー用紙等大量に購入したもののほか、事務机、OA機器等の調達に際しては、再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した結果、ほとんどの商品で目標を達成した。</p> <p>(3) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認した。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。</p> <p>運用受託機関等との契約案件については、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議した。</p> <p>さらに、アクティブ運用受託機関については、実績連動報酬体系を導入することにより運用受託機関とのアライメント強化(目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る)等を図るとともに、報酬率の設定に当たっては、牽制を図る観点で、市場運用部(選定当事者)以外の運用管理室にて運用手数料の妥当性チェックを行うこととした。</p> <p>また、運用受託機関の評価方法については、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価により実施した。</p> <p>不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>平成30年度は引き続き、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を平成30年9月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。</p> <p>また、新たに調達事務を適正に進めるために遵守すべき事項等、透明性の確保や恣意性を排除するための手続きについて平成30年12月に「契約審査会審議案件登録等マニュアル」を改訂し、各室課へ周知した。</p> <p>さらに、コンプライアンスハンドブックにも「物品等の調達の契約候補先に対する選定期間中の対応について」を記載し、注意喚起を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円） (ア)	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	6,007,898		
中期計画による節減額（千円）(イ)			29,789	41,843	56,393	60,206		
達成度			100%	100%	100%	100%		
(参考) 執行額（千円）			2,039,252	3,094,978	3,315,123	3,565,627		
注) 達成度は、各年度の中期計画による節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が目標となる1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項に配慮した平成29年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成30年度において、平成29年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1.34%を節減した予算(退職手当、システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費、短期借入に係る経費及び平成30年度に新規に追加されるものや拡充されるものを除く。)を作成した。 平成30年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	業務実績	自己評価	評価	理由
					<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価： B</p> <p>「財務内容の改善に関する事項」は、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営とされているのに対し、1.34%を節減した予算を作成しており、財務内容の改善並びに予算、収支計画は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。</p>	<p>評価 B</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p>< 今後の課題 ></p> <p>年金積立金は国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、適切な予算作成及び執行により一層取り組むことが望まれる。</p> <p>< その他事項 ></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし。</p>	

	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p><評価の視点> (1)「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。</p> <p>(2) 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行った</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>【評価の視点】 (1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 該当なし</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
--	--	--	---	---	---	--

	<p>第7 第6の財産 以外の重要な財産 を譲渡し、又は担 保に供しようとし るときは、その計 画 なし</p> <p>第8 剰余金の使 途 なし</p>	<p>第7 第6の財産 以外の重要な財産 を譲渡し、又は担 保に供しようとし るときは、その計 画 なし</p> <p>第8 剰余金の使 途 なし</p>	<p>か。</p>	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p>		
--	---	---	-----------	---	--	--

4 . その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	その他の業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	- 1 - 1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ自己点検実施回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	2回	1回	1回		
標的型メール訓練実施回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	5回	5回	5回		
情報セキュリティeラーニング実施回数	情報セキュリティ対策の強化			2回	2回	2回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 法人は、平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化につい	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1)業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため設置した内部統制委員会などにより、リス		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1) 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成28年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29年10月の年金積立金管理運用独立行政法人法(以下、「法」という。)改正により、経営委員会及び監査委員会が設置されたことから、内部統制システムの見直しを実施し、内部統制委員会での審議を経て、平成30年10月から「新たな業務リスク等管理」の試行を開始した。	< 評価と根拠 > 評価：B 「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」は、運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図り、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされている。また、監査委員会の職務等の重要性に鑑み、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上	評価	B < 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 < 今後の課題 > 内部統制の一層の強化及び情報セキュリティ対策について、引き続き所要の取組を実施することが望まれる。 < その他事項 > (外部有識者の意見) 特になし。

<p>て」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ること。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p> <p>また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受</p>	<p>体制の強化について」及び経営委員会が策定する「行動規範」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。</p> <p>また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及</p>	<p>ク管理やコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>(2)年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責</p>		<p>(2) 内部統制等の体制の強化について、経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。</p> <p>(3) 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。</p> <p>業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。</p> <p>また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p> <p>法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成30年9月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>さらに、前年度に引き続き1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関するeラーニングを実施した。また、強化月間を契機として、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを執務室内に掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取り組みを実施した。</p> <p>損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。</p> <p>また、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリ</p>	<p>させることとされている。加えて、情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築することとされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、内部統制システムの見直しを実施し、内部統制委員会での審議を経て、平成30年10月から「新たな業務リスク等管理」の試行を開始した。</p> <p>内部統制等の体制の一層の強化を図ることとされているのに対しては、平成30年度において規程の点検プロジェクトを実施し、全ての規程・細則等を網羅的に見直すことにより、29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図るとともに、内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取り組んだ。</p> <p>監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることとされているのに対し、監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、内部監査部門との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。さらに、経営委員会から権限の委譲を受けて現行規程の点検を行った。加えて、監査委員会が</p>
--	--	--	--	--	--

<p>託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。</p> <p>さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し一定の制約を設ける。</p>	<p>任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。</p> <p>また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p><評価の視点> (1)平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ったか。</p>	<p>スク顕在時における対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策を、理事長を委員長とする内部統制委員会(平成30年5月・9月)において審議した。</p> <p>財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議及び三様監査会議(監査委員会、会計監査人及び監査室で組織)で審議を実施した。</p> <p>(4) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。</p> <p>契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。</p> <p>ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点</p> <p>コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p><運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応</p>	<p>監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認することされているのに対し、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニング(2回)を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5回)また、技術的対策として法人ネットワークにおけるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えことから、B評価とする。</p> <p>【評価の視点】 (1)内部統制等の体制の強化については、経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。</p> <p>上記により、所期の目標を達成していると考え。</p>	
--	---	--	---	--	--	--

			<p>(2) 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。</p> <p>(3) 専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。</p>	<p>シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号報告書)等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p><資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応</p> <p>キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号報告書)等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>オルタナティブ資産に係る投資一任契約形態での運用受託機関の選定については、業務方針に基づき候補者を評価し選定している。総合評価においては、主にガバナンス体制については「組織・人材」項目において評価し、利益相反の防止体制・関係法令等の遵守状況については「内部統制・事務処理体制」項目として評価している。「内部統制・事務処理体制」項目は、必要な体制の構築及び措置が講じられていない場合は評価点にかかわらず選定見送りとなる必須項目となっている。</p> <p>運用受託機関選定後は、投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っている。</p> <p>(5) 内部監査 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況、業務実施の障害となるリスクの管理に関する対応状況等の確認、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公表事項の管理状況等の確認、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、内部・外部通報、倫理規程、金融商品取引規制及び再就職規制、勤怠管理、時間外勤務管理等の適正性に関する確認、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等の遵守状況の確認を行ったほか、情報公開に関する内部監査として情報公開請求に関する事務処理状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができ</p>	<p>(2) 業務方法書に定めた事項の運用について、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策を策定するとともに、内部統制システムの見直しを実施し、内部統制委員会での審議を経て、平成30年10月から「新たな業務リスク等管理」の試行を開始した。また、第1回監査において、整備された業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、業務フロー図の整備状況等が有効かつ適正に行われたことを確認しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(3) 法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックの改訂を行い、周知を図るとともに、コンプライアンスに関するeラーニング、「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信及びポスター掲示等を通して役職員の意識向上を図る取組みを実施した。</p> <p>上記により、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

(4) 運用受託機関等に対し、契約等において、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。

た。
 平成30年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査及び情報セキュリティ内部監査をそれぞれ2回ずつ下表のとおり実施した。
 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

(4) 投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており所期の目標を達成していると考えます。

内部監査実施期間	対象者及び部室	備考
30.5 ~ 30.9	総務部	・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	企画部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー-監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	運用リスク管理室	・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	情報管理部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー-監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査)
	投資戦略部	・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査)
	運用管理室	・【第1回】定期内部監査 (フォロー-監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	市場運用部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー-監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	オルタナティブ投資室	・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査

						<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 		
						<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 		
						<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー - 監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 		
						<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 		
				30.10		<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 (フォロー - 監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ内部監査 		
				~		<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 (フォロー - 監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ内部監査 		
				31.3		<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 (フォロー - 監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ内部監査 		
						<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部監査 		
						<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部監査 		
						<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 (フォロー - 監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ内部監査 		

市場運用部	・【第2回】定期内部監査 (フォロー-監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査 (フォロー-監査を含む)
オルタナティブ投資 室	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
インハウス運用室	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
経営委員会事務局	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
監査委員会事務局	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
監査室	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査

年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

平成31年4月付納責任者の交代に伴い特別監査を実施することとし、出納責任者に対して実査を行った(3月29日)、(監査調書作成及び監査結果報告等については次年度実施予定)。

(6) 監査委員会監査

監査委員会による監査については、平成29年度監査委員会監査計画(平成29年10月2日通知)、平成30年度監査委員会監査計画(平成30年6月27日通知)及び現行規程の点検プロジェクトに係る経営委員会の議決に基づき、下表のとおり実施された。

年 月	対象部室等	実施内容等
30.6	総務部	平成29年度決算(会計)監査
30.6	理事長	平成29年度監査報告(内部統制を含む。)
31.1 ~ 31.3	経営委員 (委員長及 び監査委員	経営委員、理事長、理事及び監査対象部 室等(総務部、企画部、運用リスク管理 室、情報管理部、投資戦略部、運用管理

	を除く) 理事長、理事及び監査対象部室等	室、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、リーガル・オフィサー) に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等) 及び現行規程の点検

平成30年度監査委員会監査の充実・強化の取組実績

ア 「平成30年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告

ウ 「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として監査を実施

エ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施

オ 経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施

カ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施

(7) 会計監査人の監査

会計監査人による監査については、平成29年度決算に係る会計監

査及び平成30年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、平成29年度決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。

年 月	実施内容等
30.4~5	平成29年度の会計監査(期中監査)
30.5~6	平成29年度の会計監査(期末監査)
30.6	平成29年度の「独立監査人の監査報告書」受領
30.11 ~ 31.3	平成30年度の会計監査(期中監査)

(8) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部監査人(平成29年度から31年度の複数年契約)により、下表のとおり実施した。その結果、総合的所見において、5段階評価のうち昨年度よりも評価が上昇した項目が7項目あり、そのうち3項目は最高評価のレベル5を受けた。

また、評価レベルが下がった項目はなく、セキュリティ対策水準が維持されているとの報告を受けた。

なお、監査結果については、1月7日付で理事長に報告した。

年 月	実施内容等
30.10	監査実施計画の承認
30.10 ~ 12	平成30年度マネジメント監査及び平成29年度実施監査のフォローアップ監査 (予備調査及びヒアリング(最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・市場運用部))
30.12	調書作成
30.12	監査報告会

(9) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結等に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。

(5) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受

(3) コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、

(5) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機

<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合</p>	<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正</p>	<p>リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。</p> <p>(4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関する制約に関して適切な運用を行う。</p> <p>(5) 管理運用法人のガバナンス体制の変更に伴い、経営委員会の立場から、現行規程の点検を行う。</p>	<p>能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。</p> <p>(6) 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行ったか。監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強</p>	<p>(10) 役員の再就職の制限に関する規程を整備しており、適切な運用を行った。</p> <p>(11) 国民から一層信頼される組織体制の確立の観点から、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、経営委員会として主体的に点検することが必要との認識に至り、現行規程の点検プロジェクトを立ち上げ、9回の審議等を経て23本の規程を制定した。</p> <p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>(1) 監査委員会は、次に掲げる活動等により監査等を実施することでガバナンスの強化を行った。</p> <p>経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出席等によって監査等を実施した。</p> <p>経営委員会による、法人の業務についてある程度の知見が蓄積されたこの段階で、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との判断に基づき、経営委員会から権限の委譲を受けた監査委員会が、現行規程類の点検を行った。</p> <p>平成30年度に19回監査委員会を開催し、監査室長を招致して内部監査部門との連携強化を図るとともに、必要に応じて執行部からヒアリングを行った。</p> <p>監査委員会が監査等のために実施した活動の状況と、それによって認識した課題等を四半期に一度又は随時に経営委員会に報告し、管理</p>	<p>託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(6) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、内部監査部門との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。さらに、経営委員会から権限の委譲を受けて現行規程の点検を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効</p>
--	---	--	---	--	--

<p>等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させること。</p>	<p>の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。</p>	<p>の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。</p>	<p>化等を行うなど実効性を向上させたか。</p>	<p>運用法人の業務の状況について経営委員会との情報の共有の迅速化を図るとともに、内部統制の一層の強化に向けて、経営委員会や理事長に対して組織運営上の課題等に関する意見を提出した。</p> <p>(2) 経営委員会は、法令で定められた委員会のみならず、勉強会や委員会議案に関する執行部からの事前説明会等を実施すること等により、管理運用法人の業務運営に関する情報を積極的に収集し、委員会における実質的な議論に向けた取り組みを行った。</p> <p>また、そのような取り組みを通じて、執行部が経営委員に対して説明や報告、提案などを積極的に行うことで、役職員の管理運用法人の業務運営への理解が一層深まり、透明性も向上した。</p>	<p>率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。</p> <p>また、経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な予算を手当てした。</p> <p>その他ガバナンス強化のための自主的な取り組みとして、経営委員会は、管理運用法人の業務運営に関する情報収集をするために、経営委員会の事前説明会や勉強会を実施するなど、委員会での議論に資する取り組みを積極的に行い、経営委員会の意思決定機関及び監督機関としての実効性を向上させた。</p> <p>これら管理運用法人全体の取り組みにより、ガバナンス強化に関する所期の目標を達成していると考えられる。</p>	<p>(7) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニング(2回)を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5回)また、技術的対策として法人ネットワークにおけるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認している。</p> <p>法人における情報セキュリ</p>
<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能しているこ</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該</p>	<p>(7) 情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該確認したか。</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・法人ネットワークシステムにおいて、約款による外部サービスを利用したメールの送受信について、隔離した情報を役職員に自動的に知らせると共に、送受信を行うには申請が必須となる運営を開始した。 ・法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成31年1月から2月にかけて実施した。この結果、容易に攻撃が可能で且つシステムに深刻な影響を与える脆弱性やシステムへの侵入やページ改ざん、サービス停止攻撃、機密情報漏えいにつながる脆弱性は、発見されていないことが明らかになった。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施する予定。</p>	<p>(7) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニング(2回)を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5回)また、技術的対策として法人ネットワークにおけるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認している。</p> <p>法人における情報セキュリ</p>	<p>(7) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニング(2回)を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5回)また、技術的対策として法人ネットワークにおけるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認している。</p> <p>法人における情報セキュリ</p>

<p>とを日常的に確認すること。</p> <p>また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。</p> <p>4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保</p> <p>主たる事務所の移転により業</p>	<p>対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。</p> <p>また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を管理運用法人が自ら評価する仕組みを構築する。</p> <p>4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保</p> <p>主たる事務所の移転に当</p>	<p>対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。</p> <p>運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。</p> <p>また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p> <p>4. 施設及び設備に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>(8) 法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。</p>	<p>情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎編及び最新脅威編をテーマに2回のeラーニングを実施した。 ・7月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を4回実施し全役職員が受講した。 ・期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施し、発見された課題については注意喚起等により周知した。 ・多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった役職員に対する再訓練を実施するとともに、訓練結果を分析し、次年度の訓練に反映させることとした。 <p>運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等(延べ206社)に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。(結果については、情報セキュリティ委員会に報告済み、内部統制委員会に報告予定。) ・平成31年1月に実際に運用受託機関等の評価に携わる職員を対象にした評価の観点等に係る研修を2回実施した。 ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群や政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、法人がクラウドサービスを利用する際に必要な委託判断基準を設け、基準を示した。 <p>4. 施設及び設備に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>ティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、総合的所見において、5段階評価のうち昨年度よりも評価が上昇した項目が7項目あり、そのうち3項目は最高評価のレベル5を受けた。</p> <p>また、評価レベルが下がった項目はなく、セキュリティ対策水準が維持されているとの客観的評価を得ることができたことから所期の目標は達成したと考える。</p> <p>(8) 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。なお、フォローアップが必要な運用受託機関等は、認められなかった。有効性の評価開始後4年目にあって、PDCAの改善プロセスは確立しており、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
---	---	--	---	--	---	--

<p>務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。</p>	<p>たつては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。</p> <p>5.施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>6.中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>7.職員の人事に関する計画 (1)業務運営を効率的かつ</p>	<p>5.中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>6.職員の人事に関する計画 (1)業務運営を効率的かつ効果的に実施</p>	<p>(9)業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人</p>	<p>5.中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。</p> <p>6.職員の人事に関する計画 (1)働き方改革関連法に基づく対応として、時間外勤務の上限規制等対応を盛り込んだ 36 協定を労働組合と締結し(中小企業への上限規制適用日</p>	<p>(9)企画部調査数理課の体制強化(企画部より独立させ、調査数理室とした上で、専任の室長を充て業務を実施する体制とした)に取り組み、組織編成を継続的に見直しており、また、働き方改革関連法に基づく対応を適切</p>	
--	---	---	--	--	--	--

	<p>効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支</p>	<p>するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、政府の働き方改革実行計画(平成29年3月28日決定)を踏まえる等、職員がより働きやすい環境の実現に向けて検討を行い、必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支</p>	<p>員配置を実情に即して見直したか。</p> <p>(10) 職員の努力及びその成果を適性に評価する人事評価を実施したか。</p> <p>(11) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めたか。</p> <p>(12) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援したか。</p>	<p>である令和2年4月1日より1年前倒しで対応) また、年次有給休暇の5日間取得義務に対応した就業規則の改正を行った。</p> <p>その他は、第2の1の(1)に記載のとおり(P.60参照)。</p> <p>(2) 第2の1の(2)に記載のとおり(P.60参照)</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。</p> <p>(4) 職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。</p> <p>専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員による研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1130 1797 1626 1892"> <tr> <td>研修回数</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>134人</td> </tr> </table>	研修回数	3回	参加延べ人数	134人	<p>に行ったことから所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(10) 能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(11) 職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(12) 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>課題と対応 特になし</p>	
研修回数	3回									
参加延べ人数	134人									

援する。

援する。

イ 外部有識者研修

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成30年度は、「債券運用における ESG 投資の視点」、「FinTech 業界について」など時宜にかなった話題を取り上げた。

	30年度
研修回数	7回(4~3月)
参加延べ人数	416名

年月	回	内容
30.5	第1回	・ネット化で変貌する中国経済
30.7	第2回	・年金制度のこれまでとこれから
30.8	第3回	・債券運用における ESG 投資の視点
30.10	第4回	・世界石油、天然ガス情勢 ・中国から見たエネルギー情勢 ・ロシアから見たエネルギー情勢
30.11	第5回	SeLFIES A- Globally Applicable Bond Innovation to Improve Retirement Funding and Lower Government Financing Cost ---Korea as a Case Study
31.1	第6回	・FinTech 業界について ・人生100年時代の資産運用から3つのテーマについて
31.2	第7回	・仮想通貨とブロックチェーンの現状と将来像

ウ 海外研修等への派遣

国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。

出張月	場所
4月	ワシントン
4月	ストックホルム・オスロ・コペンハーゲン・ニューヨーク
4月	ロンドン・ニューヨーク・フィラデルフィア・ボストン・

						アーバイン			
					4月	アムステルダム・ワシントン			
					4月	ロンドン			
					4月	ボストン			
					4月	ロサンゼルス			
					5月	香港			
					5月	香港			
					5月	サンアントニオ・ ザ・ウッドランズ			
					5月	大連			
					5月	ロンドン			
					6月	ローマ・ブリュッセル			
					6月	北京			
					6月	ケベックシティ・トロント			
					6月	ミラノ・ロンドン			
					7月	香港・深圳			
					7月	ニューヨーク			
					7月	ロンドン・パリ			
					9月	サンフランシスコ・シンガポール			
					9月	ニューヨーク			
					9月	トロント			
					9月	ニューヨーク			
					9月	ニューヨーク			
					9月	北京・シンガポール・ シドニー・オークランド			
					9月	トロント			
					9月	シドニー・メルボルン			
					9月	ロサンゼルス・ヒューストン・ シャーロット・ニューヨーク・ ロンドン			
					10月	サンフランシスコ			
					10月	ロンドン・アムステルダム・ フランクフルト・チューリッヒ			
					10月	ロンドン・シカゴ・ ニューヨーク			
					10月	ロンドン・ニューヨーク・ トロント・サクラメント・ サンフランシスコ			
					10月	北京			
					10月	上海			

10月	ニューヨーク
10月	サンフランシスコ
10月	サクラメント・サンフランシスコ・トロント
11月	ニューヨーク
11月	北京
11月	トロント・モントリオール・シカゴ・ロンドン
11月	ワシントン・ニューヨーク
11月	トロント・ニューヨーク
11月	パリ・プエノスアイレス
12月	シンガポール
12月	ニューヨーク
12月	ロンドン
1月	北京
1月	アフマダーバード
1月	エディンバラ・ロンドン・グラスゴー
1月	ロンドン・ニューヨーク
1月	アムステルダム・ヘルレン
1月	シドニー・メルボルン
2月	ロサンゼルス・ロンドン
2月	パリ・アムステルダム・ロンドン
2月	ウェストレイクビレッジ
3月	ワシントン
3月	ワシントン・ボストン
3月	ブリュッセル

内部統制等研修

ア 情報セキュリティ研修

情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。

研修回数	6回 (集合研修4回、eラーニング2回)
参加延べ数	318名

イ 新人研修

平成30年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。

研修回数	12回 (4月、5月、6月、8月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)
参加延べ数	19名

ウ 英語研修

国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。

研修期間	7～9ヶ月
対象者	2人

エ その他（自己啓発研修）

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成30年度は、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。

	平成30年度
研修回数	1回
参加延べ人数	116名

オ コンプライアンス研修

職員の服務規律の遵守を目的に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。

研修回数	1回 (eラーニング 1回)
参加延べ数	150名

専門資格取得等

ア 証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

その結果、平成30年度末までに累計で47名となった。

イ ITサポート資格等の取得

年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を

					目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、平成30年度末のITパスポート資格の合格者数の累計は16名となっている。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
該当なし。							